明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 4. Aprile, 1906.
VOL. XIX.

監獄協會雜誌

毎月一回二十日發行

明治三十九年
四月二十日發行

第拾九卷
第四號

監獄協會發行

第十九卷第四號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪豫防に就て（中）……森　圀次郎
●囚人行狀視察篇……安永三四郎
○寄　書……（一四頁）
●福堂餘事……春雨生
●匈加利さは如何なる國ぞ……無聊庵主人
●敎誨を有效ならしむる方法に就ての所感……古海生
○統　計……（二一頁）
●囚作と犯罪……進藤正直
●明治三十九年二月末日現在全國在監人員監守別表……
●明治三十九年二月末日現在全國囚人罪名別表……（二八頁）
○海外通信……（二八頁）
●應報主義の代表者ビルクマイヤ博士の保護刑主義と應報主義に就て……大場茂馬
○救護事業……（三一頁）
●細民子弟の敎育に就て……坂本龍之助君談
○雜　錄……（三七頁）
●白耳義の監獄制度（承前）……耕道生
●西南見聞記……香川生
●出獄人の共同作業……
●長岡分監の農業實習……
●囚人の結婚……
●典獄會議に就て……
○地方通信……（六五頁）
●田舍だより……隱里生
●東北便……男（まさを）（六九頁）
○叙任辭令……（七〇頁）
○監獄協會記事……

第十九卷第三號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪豫防に就て（上）……森　圀次郎
●罪囚の改良……安永三四郎
○寄　書……（二八頁）
●留岡氏の監獄敎誨論を讀むで感あり……下總　鄰堂生
●威武芳生君に問ふ……巢鴨監獄　常久生
●偶感錄……大阪監獄　霞山生
○統　計……（四一頁）
●刑の執行猶豫に對する觀察一斑……進藤正直
●明年三十九年一月末日現在全國在監人員監獄表別……
●明治三十九年一月末日現在全國囚人罪名別……（四六頁）
○救護事業……（四六頁）
●靜岡縣出獄人保護會社の事業……
●靜岡自營館の現況……
○雜　錄……（五一頁）
●西南見聞錄（五）……香川生
●小田原幼年監開廳式の概況……
●中村分監の狀況一斑……
●東京感化院の近況……
●大阪堀川兩監獄移轉の建議……
●死刑執行の不可能……
○地方通信……（六四頁）
●中國便……道遙舍主人
●金澤便……地方の一人
○監獄協會記事……（六八頁）

監獄協會雜誌第拾九卷第四號　（明治三十九年四月二十日發行）

論說

○犯罪豫防に就て（中）

（警察當局者に望む）

古物商の如き贓物の收受賣買の媒介を爲す者と盜兒との中間に立ち罪惡を敎唆する首魁を取締るの必要なるを感せずんばあらず、茲に首魁と稱するは、街衢を橫行せる盜兒を指嗾し、路人の財囊を掏摸せしめ以て自己の口腹を滿すの之れに盜術を授け之れを市に放ち、男女嬉集の場所に其衣袂を探らしめ、出入頻繁の驛舍に行李を發かしむ而して其獲る所を齎らしめ自ら財物の過半を收め、若し其奪取したるもの財貨にあらずして金石珠玉の類ならんか悉く之を奪ひ僅かに評價の十分の一二に過ぎざる財貨を以て盜者に報ゆるは巢等の常態とする所なり、彼首魁は掏兒より收めたる物品を贓物故買者に鬻き以て飽食暖衣逸樂に耽り輸贏を爭ひ

以て盜兒を衣食せしむるにあらずや、盜兒をして犯罪を累ねしむるのみならず自ら犯罪の分子を播殖するものなり、而かも幾多の盜兒は彼の願使に甘んじ、彼の爲めに危險を冒す所以のものは何ぞや、これ彼首魁は乾兒の衣食を給し身邊を庇護するある爲めならずや、試に見よ乾兒の捕はれて獄に投せらるゝや彼賊魁は朝夕其動靜を尋ね衣食を給し若くば罪惡の辯護に奔走し乾兒をして顧慮の餘地なからしむるも獄裡に於て同類の乾兒劍頸の朋類を獲ること數々なりとす斯くして渠等は其勢力を加へ害惡を逞ふし社會をして高枕の夢を破らしむるに至るもの比々是れなり豈所以のもの亦實に此に存す、掏兒は苦辛慘憺口腹を醫す、首魁は掏兒の辛勞を犧牲に安佚を貪り偷安くを知らず日に夜に幾多の少年を驅つて誘惑す、老猾憎むべく又恐るべし、一魁を除くは數兒を放つに勝るべし況んや贓物の收受に首魁の手を藉る便宜を失へる掏兒は困頓流離の餘一念轉歸するものなからんや小魚を網し大鰐を逸するは警察の威力を示す所以にあらざるを信ずるを以て吾人は警察當局者の奮進克く渠等首魁の起伏せる巢窟を一擧せんことを望むものなり、吾人曾て聞くことあり警察當局者は賊魁の巢窟を詳にせり而かも之を檢擧せざるは何ぞや抑も理由あり一の首魁を指發せんか幾多掏兒の偵察逮捕の便を失ふのみならず、通竄して巢窟に投じたる者を曲庇隱匿して檢擧を妨ぐること少からず、之れ知つて知らざる眞似するものなりと、若し斯の如き事實ありとせば盜兒を以て間牒と爲すもの所謂雖も動もすれば警察行動上疑念を挾むべき餘地なきを保せざるの今日犯罪豫防事業の一端として當に大に警察の權力を發揮するの急務なるを信ずるものなり、掏兒鼠賊の首魁と平衡關聯して社會を蠹毒するものは一擾千金を夢む博徒の首魁なり渠等博徒間には幾段の階級あり一團となりて賭房を開き誘惑して機利を博せんとし自己の勢力範圍を擴張するに奔走せるなり、多數の勞働者を聚集し額に汗して獲たる粟を濡手に攫み去らんとする社會の蠹蟲なり、故に渠等の巢窟より產出するあらず途に單純の博徒は進んで强盜と變じ竊盜と化するの類例乏しからず、賭房に出入するは罪惡の初步なり其害未だ甚しからずと雖も幾段の梯を踰ゆるに及んでは社會を恐怖せしむるの危險に陷らしむるものにして其害毒盜兒の首魁に讓ら

ざるのみならず陰然勞働者を誘ひて其勞銀を奪ひ、社會の生産力を減ずるの點に於て一層其害毒の程度甚しきを覺ゆ加之賭場に入る多數勞働者には强竊盜の前科を有する者少からざるを觀て肌に粟の感なくんばあらず、而して常に甘汁は常魁の吸收に委し自ら反省するなきは何ぞや之れ一は萬一を僥倖せんとの射利心の去らざると一は屢々賭房に出入するに從ひ漸次に界隈に手足を揮ふを得べく從つて賭錢を攫取するの地位を得るに至るを以てなり一たび其地位を占むれば空手家居を安んずべく酒食を縱にするを得べしと云ふにあらずや、渠等若し獄に下らんか首魁は其家族を饑餓せしめ敢て內顧の憂なからしむ、此を以て渠等亦獄に下るを厭はず、渠等は輸贏を以て常業となす、獄裡の呻吟は豫期する所何の憚る所あらんや博徒の滅せざる一は此に因るなくんばあらず此等徒輩は東京の如き橫濱の如き乃至大坂神戶の如き繁華の地を中心とし南北に蔓り東西に跋扈し、侮るべからざる勢力を以て罪惡を逞ふす就中東京大坂の如きは數團の首魁勢力を賣り利害を爭ひ互に相搏擊し鮮血淋漓たること數々なるにあらずや、而かも警察の威力は渠等巨魁に及ぶこと稀有の事にして常に兒輩の手足を緊束するに過ぎず、警察權は大廈高樓に及ばずと雖も、龍頭を縛めすして蛇尾を捉ふるに過ぎずんば、雲雨重來奔騰するや知るべきのみ、賭界の現狀既に風雲に乘ずる龍虎の勢を以て飛躍せるの聲は久しく耳にする所、今や幾十の博徒を糾合し一塊となりて賭房を開張せる首魁に及ばざるは、其能力と威力の薄弱なるを示すものと謂はざるべからず、盜兒の橫行は社會自衞の力を以て其危險を減ずるを得ん、博徒の跳步は社會自衞の力を以て

するも其害毒を防止すること極めて困難なり、是に於て能力と威力とを具備する警察機關に賴らざるべからざるを信ずるものなり、世人の信賴する警察機關にして其固有の能力と權威を發揮し得ずんば何に賴つてか安寧秩序を維持するを得んや、偵察に巧にして逮捕に敏しと雖も、龍頭を縛めすして蛇尾を捉ふるに過ぎずんば、雲雨重來奔騰するや知るべきのみ、賭界の現狀既に風雲に乘ずる龍虎の勢を以て飛躍せり之を壓抑すること難中の至難なり、至難なりとて拋擲すべからず、難事を遂行して始めて善しき効果を奏すべけれ、一日を緩ふせば一日の短あり警察當局者非常の勇氣と覺悟を以て罪惡の伏魔窟を掃蕩するに躊躇すべからず、曾に犯罪事實として發現するを待つを要せんや寧ろ事前に於ける警察力の普及を希ふものなりこれ即ちんや巢窟に入りて虎兒を捉ふるは犯罪の幹根を枯らす所以にして虎兒を捕へて害惡の嫩芽を除くと同日の論にあらず、況んや幹根を枯らすは嫩芽の發生をも防止し得るに於てをや、吾人の犯罪豫防として警察當局者の反省を叫ばんとするもの實に此に在り、警察當局者の反省を請ふと共に茲に檢察司直の任ある法官の注意を喚起せんことを附言して止まざるなり

○四人行狀視察篇

安永三四郎

第三款　教誨及教育

教誨は專ら精神を支配し、教育は心身を併せて發展せしむ。之か効果を觀るには、第一に教誨の感否、第二に宗教の信否、第三に讀書の好否、第四に讀本の種類に徵せんことを要す。凡そ教誨を理解して感動する者、必しも宗教の信仰ある者にあらず。又信仰ある者、必しも教誨に感動する者にあらず。信仰あるも、理解無ければ、教誨は毫も効果なし。然れども理解あれば、信仰なしと雖、教誨に感動するや多し。要するに教誨の程度如何は、囚人の理解力に由りて定まる。然るに總囚教誨に於ては、理解力同じからざる一團に向つて、一事を教誨するが故に、その教誨の程度に於て、理解するものあり、理解せざるものあり、從て感ずるものと、感せざるものとあるは、止むを得ざる也。然れども、教誨師は一般囚人の多數に理解し得べき程度を以て、教誨するが故に、劣等の囚人にあらずんば、恐らくは、理解せざるものなかるべし。然らずんば、最も教育ありて信仰なく、教誨を謹聽せざる者、或は感動せざるべし。故に看守は宜しく、己れ先つ理解し、且感動しつゝ、彼等の感動如何を視察すへし。己れ窓外の驚聲を聞き得すして、他人の之を聞き得たりや否やを知らんと欲する者は、未た之れあらざる也。余は百尺竿頭に一歩を進め、看守の自から信仰して、彼等の信仰するや否やを視察せんことを望むもの也。分類教誨、個人教誨、遵奉教誨、棺前教誨に至りては、理性に感せんよりは、多くは感情に愬ふるものなれば、彼等は總囚教誨よりも、より多々感動するを恒とす。教誨の感否は、唯此の機會を以て、最も視察の便多しとす。今試みに、教誨の感情を視察すへき問題を提唱せん。

(イ)生長したる地方に於ける宗教の勢力如何

(ロ)家庭に於ける宗教の勢力如何

鄉黨に家庭に勢力ある宗教は、不知不識の間に、人心に感化を與へ、信仰を起さしむるものなり。されば、宗教の勢力なき地方に生長し信仰なき父母に養育せられたるものは、監獄に入りて初めて、宗教的教訓を授けられても、さほど有り難く感せざるや、明か也。

之に反して宗教の勢力熾なる地方、信仰の厚き家庭にありしものは、自己の逆境に陷り、岳洋先生の所謂、彼れ囚人の境遇は、恰かも絕海波浪の中に漂ふ所の難破船にあるが如し。助けなきの彼れは、必ず神を呼ぶ、少くも彼れに同情する所の人の手に縋がる。故に同情する教誨師の訓誨に感し易きや、疑なし。

(ハ)信仰ありや否や、信仰する所の宗旨は如何。

之を知らんとならば、先づ左の問題を探究せよ。

一、朝夕禮拜するや、時々禮拜するや。
二、神を禮拜するや、佛を禮拜するや。
三、如何なる神又は佛を禮拜するや。
四、如何なる祈禱又は誓願を爲すや。
五、英雄豪傑を崇拜するや、聖人君子を景慕するや。
六、信仰する所は、迷信にはあらざるか。
七、信仰する所は、僞信にはあらざるか。
八、眞正の信仰なるか。

人生の信仰に於けるや、智力の及ばざる所あれは也。舟子の一葉を泛へて茫々たる蒼海に生を寄するや、舟中必ず神佛を祀れり。その碇泊する港灣に近くや、巖角に峻峰の頂に、亦信仰する所の神佛を祀れり。旅客の船を同ふするや、難破の時節到來せんか、相抱きて神を呼ふにあらすや。何となれば、海上の危險を救ふは、人智の及ばざる所、神佛の救ひあるを信仰すれは也。已に內に信仰する所あり、外に發して、祈願の聲となり、禮拜の式となり、難行苦行となる可し。故に、彼れ囚人の監房又は教誨堂に於て、信仰する所の宗旨に從ひ、禮拜するを見て、以て信仰の如何、宗旨の如何を知ることを得べし。

(二)教誨の感否は、概ね四段に分つて視察すべし。

一、一時の感情に止らず、永く其感情を持續するもの。
二、一時の感情を惹起するも、永く其感情を持續すること能はざるもの。
三、少しも感情を惹起せざるも、巧に謹聽を裝ふもの。
四、毫も感情を惹起せざるのみならず、謹聽の態度さへ爲さゞるもの。

(ほ)教誨聽聞中の姿座、顏色、涕涙の有無

善く耳を傾け、端坐垂頭し、教誨の要點に及ふや、頻りに首を左にし右にして、默契する所あるものゝ如くするあり、是れ巧みに謹聽を裝ふの徒也。端坐に堪へや、禮を動かし、他見し、欠伸し、微笑するものあり、是れ謹聽の態度さへ爲さゞるの徒也。若し夫れ眞の感情に堪へず、心中自から猛省する所あらんか、紅を潮し、涙を墜し、手之を拂ふに力なきもの、是れ也。一々枚擧するを得ず、他は類推すべし。

(へ)教育の程度如何

是れ教誨師に於て、受刑の際、試驗し。その成績を身分帳に編綴し、教誨原簿に記入し。以て教誨の理解力を定め、且つ看讀書籍の程度を測るを例とす。この程度は極めて多くの階級に分つを、適當とす。而して假りに之を

甲、中學卒業の者、又は之と同等の學力ある者

乙、中學三年迄修業の者、又は之と同等の學力ある者
丙、高等小學卒業の者、又は之と同等の學力ある者
丁、尋常小學卒業の者、又は之と同等の力を有する者
戊、假名及ひ加減を知るもの
已、全く敎育を受けざるもの

とし、敎誨師より、便宜の方法を以て、之を擔當看守に通告せは。看守に於て、處遇に利益する所多大なるへく。行狀の視察を助くるや、實に鮮少ならさる也。例へば、書籍を下付するに當り、願箋に附記するも可ならん。學事試驗の後、簡易の通告簿を以て、甲、乙、の一字を記するも可ならん。

(と)讀書の好否を知らんとならば。

一、愛讀して興味を感するや、否や。
二、智識を得るの目的なりや、修養の爲めにするや。
三、眞心勉强するや、否や。
四、玩弄するに止るや。
五、虛榮心に出るにはあらざるや。
六、刻苦獨習するや、否や。

を視察すべし。字書を使用するの繁閑如何。反覆熟讀するや否や。書中規律の許す限度に於て、例へば色紙を以て批圈に代用するが如き、講究の目標を施す所あるや、否や。看讀期間滿つと雖、猶は繼續を願ふことありや。期間內と雖、既に他と交換を願ふことなきや。曾て返納したるものを、重て下付を願ふや、看守に、看守長に、敎誨師に對して、書中の字義、訓、音などを質問することありや。書信を作るに當り、書中の文字を記するありや、書中の事理を述ぶることありや。彼れが言語に於て、看讀したる智識を活用せざるか。這般の問題は、各その機會に投する每に、之を視察し、解決するを得ん。

(ち)讀本の種類

は多し、因人の敎育程度は同じからず、然れども、看讀を奬勵するの趣旨は、一あつて二なし。自修的敎育の道を啓き、以て改良感化の基礎と爲すに在り。故に學力によりその程度を定め、個人的にその矯正誘導の手段として、書籍の種類を撰擇するを要す。故に彼等に下付せらるゝ讀本の種類は、一見して敎誨師の敎養さるゝ方針を知り得へきものなり。蓋し讀本の種類は、概して左の範圍を出でざるべし。

宗敎　倫理　作業　數學　作文　地理　歷史　傳記　博物　理學　經濟

字書　語學　圖書　習字

四書を看んか、儒教の徒ならん。聖書を繙んか耶蘇教の信者ならん。御文章を閲せんか、眞宗の門徒ならん。西國立志篇ならば、自助的の人たらんと欲する歟。實踐道德篇ならば、實踐道德の必要を感せる歟。商業地理なりせば、商業に就んと欲するを知り、作文書なりせば、其種類により、日用文を學ばんとするか、記事文を習はんとするが、言文一致體を覺えんとするか、を知るべし。而して因人其人と看讀する所の讀本と、兩々相照して、克く〳〵觀察眼を凝し見よ。彼れが果して、眞面目に之を讀むや、否やは、自から彼れの動靜中に發顯せん。

茲に附言すべきは、紙製石版の使用、是れ也。亦自修的教育の要具に係るが故に、その現に使用する狀況は、讀書の好否を知るに足る可し。

然れとも、廣義の教育教誨として、觀察せんか、是れ所謂精神的滋養にして、必しも書籍と教誨とに限るにあらず。身體の滋養に、植物性と動物性との別あるか如く、精神の滋養にも、亦人力と自然との別あることを忘るへからす。官吏の訪問、講論、及ひ温かき同情と、躬行實踐の活模範とは、彼等に與ふる人爲的滋養の純粹たるべく。花の夕、雪の朝、好鳥の聲、松風の響、或は驟雨の熱を洗ひ、或は迅雷の耳を襲ひ、又は社鼓の鼕々たる、寺鐘の寂々たる、一として彼等の心情を刺激し、自然の眞美を感せしめさるものなし。別天地の生活に於ける、夏雲の奇峰、遠山の光景は、彼等に與ふる自然的滋養の至大なるものなり。戒護の任ある者は、宜しく此二者に注目して、彼等の言動を認知すべし。



寄書

福堂餘事　（一）

春雨生

○他山の石　感化監獄の魁として、他監との共同なく、獨立して開始せし、沼津分監の事業は、余の見聞する所によれば、確かに有望なり。彼地に開かれたる監獄職員茶話會の席に於て、落合中學校長の講話あり。其要は、宗教上の所謂無我を、遇囚上に活用するに在りて、流石は一歩々高光景開の觀あり。曰く罪人は心靈上の病人たることは一日も忘るべからず。曰く看守諸君は、看護夫たり、醫師たる仁術を施す地位にあることを、自覺せざるべからず。曰く感情は以て良民を制する能はず、況んや罪人に於てをや。曰く滅罪は無我にあり。曰く監獄とか看守とかの名稱は、實に吾人の膽を寒からしむ、他に適語なきや。よし無しとするも斯かる心を以て監視せば、吾人の膽は自から温かなるを得ん。曰く曾て巡査とし言へば、今の監獄たるが如かりし。然るに今は奈何、僅かに三歳の子供を叱する語に過ぎざるに至れり。是れ其職權の民衆に周知せられたるが爲めなり。然れども監獄は未だ鬼の棲み家と誤解せられ居れり、遺憾に堪えず云々。他山の石、玉を磨くべし、門外漢の評、耳を傾くるに足れり。沼津分監の有終の美あらんことは、這裏の消息にあらん。

○育兒の會　小兒は未來の大人なり、未來の日本を背負ふて立つものは、家庭に樂ある稚兒、學校に通へる生徒なり。教育の必要なる程、それ程育兒の必要なるは、心身相關の律の教ふ所にあらずや。曾て想ふ、花の世界に遊ぶ日本人の習慣を善用して、育兒の品評會を開かば若何と、その方法は兒童一人に付會費若干を徴收し、花見の場所と時間とを利用して、醫師を聘し、之に身體の檢査を託し、發育の良否を數級に分ち、優等の兒童には賞品を與へ、不良の兒童に對しては、父母に改善の方法を指示し、以て體育を奬勵するに在り。是れ久しく抱き、數度話せる理想にして、而も未だ一度も實行に着手せんとせしことさへなし。今や、監獄職員の家族會なども、より〳〵行はるゝよしなるが、余の理想の育兒共進會を開くには、最も妙ならんと、思へり。醫師もあり、教師もあり、多くの職員は、身體發育の不良なる兒童は、行末の可憐なることを、目擊せるものなれば、之を行ふに易くして、得る所の利益は、獨り家庭のみならず、斯業研究の參考ともならん。敢て之を同人に質す。

○匈加利とは何如なる國ぞ

（先輩小河事務官に望む）

無聊庵主人

匈加利人種は蒙古人種の血液を混ずる國民にして五千年前に於ける我日本人の同胞なりとの一說は吾人其眞僞を知らず然れども歴史の教ゆる所をして信ならしめば勃々たる元氣、活潑地たる精神は頗る相肖たるものあるを信ず匈國民は歐大陸に在りては人種的孤立の位置に立てるに關らず宗教の改革に教育の普及に文學の發展に國民的精神を煽揚し龍蟠虎踞不動の地盤を築きたり、一たび蒙古人に蹂躙せられ二たび土耳其人に蹂躙せられ三たび露西亞人に攪亂せられたる匈國は獨立を失ひたりといへども偉大なる精神明瞭なる山河は依然として光彩を放つ而して文明の眞髓は匈國ブダペストに鍾まれるの觀を呈せり吾人の監獄事業に於て彼に學ぶもの多からんと信ずるの理由亦此に在り吾人をして歴史に現はれたる匈國の近世國民的運動の首魁二三を引用し其活動的精神の一端を語るを得せしめよ、これ曩に我國の代表者として彼地に遊べる小河岳洋氏の高教を促さんとする衷情なればなり茲に吾人をして五十年前後の人物セヘンイー、コスート、デエークを擧くるの蛇足を添へしめよ是れ我國維新前後の光景と比較するの興味あるべきを信ずるを以てなり、

セヘンイーはマグヤル名門、貴族たるの特權に依りて上院に列したり彼は政黨に加入せず急激的革命運動に奔走せずして而かも匈加利近代革新の序幕を開きぬ、彼は上院に於ける演說に上院の公用

語たりし竝典語を用ひずして自國語を用ひたるは彼の人物を表彰する最初の動作なりき國民の權利の伸暢と學術の進歩を謀らんが爲めに一年の所得を擧てたり加之彼は國民の元氣を充實ならしめんが爲めに溫和にして人心を收攬し政爭の外に立ち智識的物質的狀態を改良せんことを期し國民の先導者として銳敏なる頭腦を以て間斷なく働きたる多血男子なりき、彼は國運の開發と隆盛を圖らんが爲めに產馬會社を起し社交的俱樂部を設け國民演劇場を開きたりき其他、運河の開鑿に鐵道の敷設に、商工業の發達に畢生の血淚と精力を揮ひたりき彼は近世に於ける先導者たり彼はコスートと鬪着するに至りて退隱したるものなり次にはコスート、彼は愛國の丹心に至てはセヘンイーと同一也彼は革命的精神の權化として起ちたりき、國運の發達、自由制度の樹立を希ふの點に至てはセヘンイーと相同じきに拘らず相容れざるはセヘンイーの溫和的なるとコスートの非調和的革命的なりし手段と手段の異るありしが爲めのみ、彼は政府が言論の自由を束縛し國會の議事を新聞紙上に掲ぐるを禁じたるが爲め自己の筆記に成れる寫字の新聞を作りて發行せり郵便吏員が寫字的新聞紙の發送を拒むに遭ふや一部の新聞紙を廻覽し以て其主張を貫徹せんとしたり幾もなく首都ブタペストに於て寫字的新聞を發行し地方議會の議事を揭げ以て國民の意思の疏通を謀りたりき是に於て天下の人心翕然として之に赴き國民大運動の機は熟せり、政府は發行を禁止せり彼は依然發行せり終に彼はブタ城裡の獄に投ぜられぬ、三年の禁獄に處せられ二年を經て獄を出でたる彼は國民に歡迎せられたり言論自由の氣運は長大の進歩をなしぬ、遂に政府は屈したり政治的新聞を發行するの允可を與へたりこれ實に政治的日刊新聞の嚆矢にして一千八百四十一年なり、彼は重大の責任を負ひ平民主義、農民の開放を唱へ權利義務の平等を說き貴族の特權の廢止、納稅の義務を論じ言論の自由國民敎育の擴張を主張し國民的精神の振作に熱血を濺ぎたり國民はコスートに謳歌し彼はベストより推されて代議士となり反對黨の主領となれり翌年彼は自由制度、責任內閣の建設を發議したり國民は革命を唱へて止まず埃帝は其要求を容るゝに至りたり匈國內閣は樹立せられたり國民は擊壤鼓腹せり然かも維納朝廷の殘党は人種的惡感情を挑撥して新內閣を陷擠せんことを企て、反旗を飜したり埃政府は陽に鎭壓を標榜して陰に反徒を助け反徒の鎭壓に變して匈國對埃國の開戰となれり是より先セヘンイーは反徒の來襲國家の危急を憂ひ多腦河に投せり家人之を救ひしも後自殺を遂げたりコスートは屢々勝ち屢敗れたるに拘らず勇を鼓して埃都を席捲せんとしたるに內に在りてグルダーイは之に聽かず相衝突して連勝の機を失するに至るやコスートは去て土耳其に逃れたり以來十年間匈國民は無念の涙を呑み埃國の壓制に服したるも革命的精神は衰へざりき埃政府は對匈國民策に窮し只管匈國民の心を融和せんと苦心し選擧、財政鄙政、兵事の上に立法權を有せしめたり然かも匈國民は歡迎し獨逸分子は欲せざりしが四ヶ月の後埃政府は之を奉ひ去れり匈國民は激昂したり此時に當り匈國民心を滿足せしむる爲めに起ちたるはデエータ其人なり彼は溫和改革黨の領袖なり彼はコスートの勢力熾なるや司法大臣の職を罷め大勢定りて挽回すべからざるに至るや田園に退隱したり彼は議員となるや埃帝に上奏し匈國の憲法を恢復すること、ベストに匈國內閣を置くと革命の流竄者を歸還せしめ其財產を還付することを要求せり埃帝は之を峻拒す彼は酷求せり埃帝は遂に調停の意を表彰しデエークの議を容れたり十年前に戰爭に敗れたる匈國は平和に勝鬪を揚げぬ、彼はコスートの急激手段を採らずして其餘黨を慰諭し埃國の頑迷を排し聯立王國の下に自治制、責任內閣を建設せり、匈國と埃國との關係は聯立なり而かも常に優勝の地歩を占め縉々餘裕あり而して匈國は敎育を普及せしめ商工業を奬勵し鐵道に關し裁判制度に關し著しく改革を施し防禦兵を組織し其活動を證明せりこれ匈國人民の活潑進取の氣象に富めるに因るものなりと雖も其太半の功勞はデエークに歸せざるを得ず殊に今日歐大陸中の鐵道國たるの名を得せしめたるは後のパロスに待つところ多かりしは勿論なりと雖も其素因を成就せるはデエーク其人なりと謂はざるべからず、此の如

く今を去る四十年前後に於て三傑の輩出し或は溫和的に或は急激的に國運を進捗せしめんと苦辛したるに依り歐州文明の中堅となるに至りたると同時代に於ける我日本の狀態に想ひ到り今日の趨勢を觀るときは破天荒の事例は東西に發現したるを感せずんばあらず天然の形勝に於て進取の氣象に富める點に於て彼此酷似する所少からざるを覺ゆるものなり、而して、近年我國に於ける社會事業は勃興し漸進の緒につけり世人を警醒せり殊に戰時に於て其發達せるを認むるを得るなり然かも救濟を求むる叫びの聲は絕へざるなり眠りより醒めざるの徒亦少からざるなり外に向つて戰鬪の活力を示したる國民は內に向つて精神的に死せるの感なくんばあらず、監獄事業の變化は既往三十年に於ける牢屋時代を經過せり其制度組織を變化せり然れども物質的なり強て制度の變化の何物なるかを擧ぐれば復讐若くは威嚇主義の感化主義に變じたるのみ、極端なる慘酷は極端なる寬和と變じたるのみ未だ眞個に改良したる形跡を認むるを得ず監獄は改良したりとは當局者の口より出づる常套語なり世人をして改良の實を認めしむるを例證し得る者幾千ぞ世人をして改良の効果を識らしめんとには監獄制度の實現によりて世人を警戒し犯人を減少したるを立證する所なくんばあらず徹罪不檢擧、刑の執行猶豫、特赦假出獄制度の如きは犯罪人を減少したるにあらずや之を以て監獄の効績と云ふを得ざるや勿論なり加之維新後獄裡に呻吟し出て、顯要の地位に立てる士にして監獄改良に貢獻したるものありや、自由を叫び自由の爲めに戰ひたるセヘンイー、コスートを見ざるにあらずや、ブタペストに使ひせる小河岳洋氏果して何如の感想を起せしや、匈國を代表せるものは首都ブダペストに於て之を觀ると然らば則ちブダペストに於ける精神的物質的に現實するものは匈國の文明を表章せるものと謂ふべし吾人は其見解を前提としブダペストに於ける監獄會議の組織、匈國委員の所說を聞かんとを希ふものなりブダペストの監獄事情を知らんとを欲するものなり監獄の整否を觀て國の文野を判別すべしとの推論を以て誤りなしとせばブダペストに於ける監獄は吾人の範とさるも

の盖し尠からざるを信すればなり

◉敎誨をを有効ならしむる方法に就ての所感

古海生

敎誨を有効ならしなる方法如何と云ふ問題に付て編者が論說を歡迎せられあるも生等の淺薄なる腦髓は之が論說を吐くと云ふ知能なきも論說を作る人の爲に萬一の參考ともならばと生の所感を誌する次第なり如何に敎誨師が敎誨をして有効ならしめんと其方法を深究せらるゝとも被敎誨者が精神の改良前非悔悟を本意として敎誨を聽聞せざれば否少くも眞面目にて聽聞せざれば徒勞に歸するならん適々一回や二回涙を垂るゝ程の感應又は精神を激勵せしむる程の感應ありたりとて長期の者に至ては身邊の刺擊によりて心氣轉々固定の精神なくして其一部にても腦底に納むると云ふものは初犯者が敎育あるものか監獄生活に慣れざるものにあらざれば得て望む可らずと云はざる可らず然れども又被敎誨者が全員擧て精神改良前非悔悟を本意として聽聞せしむるは誠に神ならぬ身の至難の業ならんも彼敎誨者全員をして眞面目に聞く樣に仕組まざる可らず故に敎誨方法としてに既に種々分類して實行せらるゝも彼の總集敎誨は矢張主となり居る樣なり此の總集敎誨程効力の薄弱なるはあるまじ然れども亦止む得ざる事情にして敎誨者其人が人少なるより生ずる結果ならん但し彼の儀式を要する敎誨の如きは除外として今や漸次囚人の數を減少し來る今日被敎誨者に對して自己の思慮通り全體を通じて敎誨をなしつゝあるかと云へば漸く少數の敎誨師あるのみなれば到底行ひ難かるべしとは想像し得るなり分房制度の如く一人に一人對坐して敎誨ならば如何なる橫着者も怏げに睡眠を催し來るものも有まし眞面目で聽聞することゝ思料出來る之より推して見るも總集敎誨を日曜毎に執行するよりも分類敎誨を十日目に執行する方効力あらんと思料するなり分類敎誨を主とするに於ては目今敎誨師の員數にては到底不可能ならん故に他の費用を節約しても敎誨師の員數を各監獄共に增員して主として分類敎誨を行ひたらば從て神儒佛耶と宗敎の如何を問はず其向々の敎誨を施し得る故、其敎誨を耳裡に納むるもの總集數

誨よりも多數を得るならん然れども其分類方法として全囚の一部分例令ば有賞表者に限るか又は初犯者に限るか教育あるもの等に限りて他の習慣犯者其他惡漢なるものをば其部分に入れず工場教誨總集教誨を施す位に止むるは遺憾なき能はず故に全囚をば教育の有無罪質犯數及性質等其他相當の分類をなし交々教誨をなしたらば如何ならんか教育の有無罪質犯數性質の如何によりては一場の教誨も或は其意味を解する能はざる輩もあらん又餘りに情ばしく感せざるものもあらん總集教誨に列席するものゝ心中は視察中に於て略認定し得る先其不可なる者を擧ぐれば戒護者と戒護者との間に坐を占むる者及坐列中の中央にて戒護者が發聲注意を要する程の位置に坐を占むるものは姿勢を亂し甚しきは睡眠するあり之等の者は眞面目に聽聞するとは云ふ能はず蓋之皮想の感にして表面教誨師の方向を凝視し熱心聽聞を裝ふものゝ中にも反て心中眞面目ならざるものあるは疑を存する所なり某囚か列坐中の中央にありて睡眠を催し前列囚の背に頭を當てゝ吃驚一番狼狽して戒護者に認られざりしかとの恐より戒護者の方向を凝視せるを睨み付け置き工場に歸りて今日の教誨は如何なる事を聞きしやと問へど赤面して一言も言ふ能はず之れ則一度戒護者に目せられ其より睡眠を忍ぶと共に凝りたるのと又最初睡眠を催したるときは睡眠の方餘程快かりし故其要點をも聞き得ず答辯し能はざるなり又教誨堂退場の際殊勝らしく姿勢を正し進行しつゝ伏目勝に他囚と顏を見合せ笑を催す坏の輩も亦教誨を自己の精神改良を本意として聽聞したるものに非ず又教誨に付批評をなすものを耳にするものあるが之又儀式的に列坐せりと云ふの外なきなり或る傲慢なる囚人は謂へり教誨及懲罰等幾回受るも自分から改良するの心あらざれば教誨懲罰何の効にもならず生命に係る樣な重大なる事か又は心氣一轉せしむる程の精神に刺戟を與ふること無ければ到底改良するものにあらず斯る者の多を相手とする教誨なれば教誨も個人的ならざる可らず被教誨者が分房制度のものに非れば教誨者は教誨方法としては可成分房的ならざる可らざるに依り分類教誨は必要と認むるなり然れども總べての囚に總集教誨を否認するものに非ざるは勿論にして特赦假出獄追吊會其他臨時他より教誨者の教誨する場合等は總集教誨ならざる可らず異文同意味を累ぬるの嫌あるも第一家族あるもの教育あるもの確然たる引受人あるもの出獄の上自活の道確かなるもの等は出獄後の心配はなく耳新しき教誨を聞き其か先入主となりて自己の境遇を心的恥辱から將來精神改良上好結果を認め得るも役の累犯者にして家族離散し一定の住宅もなく完全なる引受人なく携有せし給與の工錢を費消せば立ろにて充分なる保護を與へす又極端なる言か知らざる生活に窮すると云ふ程の人物は出監後監獄か立入も出監後は其人の自由にして信用なき者か到底社會に生活する能はずと云ふ自暴自棄の心を洗て克己自奮の精神を養成せさる限りは監獄生活が氣落下あると云ふとか先入主となり居る故總集教誨抔は只儀式的となり了るなり以上誌する所其首尾を取る能はざるも其要は教誨師の員數を增し分數教誨を完全に又度數多く施すと云ふことを希望の餘り杜撰を顧みざるは讀者諸君の御諒察を乞ふ所なり

統計

○凶作と犯罪

進藤正直

東北三縣の凶作は今や英米其他の諸國にまで喧傳せられ救濟賑恤至らざるなしとも云ふ可き有樣であるが、該地方に於ける刑事界の近況如何即ち凶作の爲めに犯罪の上に何等かの影響ありや若しありとせば其程度狀態如何を知るは蓋し最も緊要のことであらうと思ふ、然るに主務省及當該地方廳に於ても未だ其邊の調査はこれなきかの如く余も亦不幸にして十分なる材料を持たぬが、試に月々の新受刑者に就て聊か觀察せる處に依れば宮城福島及岩手の三縣即ち所謂凶作地方が昨三十八年末より本年一月二月にかけて頗る其割合が增加して居る、即ち實に左の通りである

△新入囚人の割合（全國總數百人ニ付）

（一）　仙臺地方裁判所管內

	三十七年	三十八年	三十九年
	人	人	人
一月	一、四	一、六	二、三
二月	一、九	二、〇	二、〇
三月	二、〇	二、〇	？
四月	一、五	一、六	
五月	一、六	二、〇	
六月	一、七	二、二	
七月	二、〇	一、九	
八月	一、六	一、六	
九月	一、四	一、八	
十月	一、五	一、七	
十一月	一、四	二、六	
十二月	一、七	三、一	

（二）福島地方裁判所管内

	三十七年	三十八年	三十九年
	人	人	人
一月	一、二	一、五	二、三
二月	一、二	一、四	一、九
三月	一、二	一、八	？
四月	一、三	一、五	
五月	一、二	一、四	
六月	一、三	一、五	
七月	一、二	一、三	
八月			

	九月	一、〇	一、八
	十月	一、四	二、一
	十一月	一、六	二、二
	十二月	一、三	二、一

（三）盛岡地方裁判所管内

	三十七年	三十八年	三十九年
	人	人	人
一月	〇、六	〇、六	〇、八
二月	〇、六	〇、六	〇、九
三月	〇、七	〇、七	？
四月	〇、八	〇、八	
五月	〇、九	〇、九	
六月	一、一	〇、六	
七月	〇、五	〇、五	
八月	一、一	〇、五	
九月	〇、八	〇、五	
十月	〇、九	〇、九	
十一月	〇、七	〇、九	
十二月	〇、八	一、三	

然らば其罪名は如何、請ふ本年一月の事實を以て前年に比せんか左の如し

△新受刑者罪名別比較表

（一）仙臺地方裁判所管内

	前年ニ比シ増△減	三十九年一月	三十八年一月
職務妨害		一	一
附加刑	△一	一	二
貸幣	△一	一	二
官印	二	三	一
私印	三	六	三
賭博	八	一三	五
殺人	△一	一	二
傷害	△四	一	五
暴行	一	一	一
脅迫	一	一	一
恐喝	一	一	一
竊盜	一〇	四四	三四
詐欺	一	一二	一一
贓物	一	一	一
放火	一	一	一
家屋毀壞		一	一
通貨僞造	一	一	一
其他	一八	三三	一五
總計	七一	一四七	一二八

（二）福島地方裁判所管内

	前年ニ比シ増△減	三十九年一月	三十八年一月
職務妨害		一	一
附加刑	△一	一	二
貸幣	△一	一	二
官印	二	三	一
私印	三	六	三
賭博	八	一三	五
殺人	△一	一	二
傷害	△四	一	五
暴行	一	一	一
脅迫	一	一	一
恐喝	一	一	一
竊盜	九	八	七
詐欺	一	一	一
贓物	一	一	一
放火	一	一	一
家屋毀壞		一	一
通貨僞造	一	一	一
其他	一	三	二
總計	一	四	三

（三）盛岡地方裁判所管内

	前年ニ比シ増△減	三十九年一月	三十八年一月
職務妨害		一	一
附加刑	一	一	一
貸幣	一	一	一
官印	△二	一	三
私印	△一	一	二
賭博	一	一〇	三
殺人	一	一	一
傷害	一	三六	一七
暴行	一	四	三
脅迫	一	一	一
恐喝	一	一	一
竊盜	一	一	一
詐欺	△一	一	一
贓物	一	一	一
放火	一	一	一
家屋毀壞	一	一	一
通貨僞造	一	一	一
其他	一	五一	四
總計	一	一二八	一一四

（二）福島地方裁判所管内

	前年ニ比シ増△減	三十九年一月	三十八年一月
職務妨害		一	一
附加刑	△一	一	二
貸幣	△一	一	二
官印	二	三	一
私印	三	六	三
賭博	八	一三	五
殺人	△一	一	二
傷害	△四	一	五
暴行	一	一	一
脅迫	一	一	一
恐喝	一	一	一
竊盜	九	八	七
詐欺	一	一	一
贓物	一	一	一
放火	一	一	一
家屋毀壞		一	一
通貨僞造	一	一	一
其他	一	三	二
總計	一	四	三

（三）盛岡地方裁判所管内

	前年ニ比シ増△減	三十九年一月	三十八年一月
職務妨害		一	一
附加刑	一	一	一
貸幣	一	一	一
官印	△二	一	三
私印	△一	一	二
賭博	一	一〇	三
殺人	一	一	一
傷害	一	三六	一七
暴行	一	四	三
脅迫	一	一	一
恐喝	一	一	一
竊盜	一	一	一
詐欺	△一	一	一
贓物	一	一	一
放火	一	一	一
家屋毀壞	一	一	一
通貨僞造	一	一	一
其他	一	五一	四
總計	一	一二八	一一四

騷擾物	二	一	二	二
放火	一	二	△	二
逃警罪	一七	一五	二	二
其他	五	九	△	四
總計	七七	五五	二	二

果然竊盜は三管內とも殆ど倍加し、逃警罪も亦盛岡を除くの外は非常に增加して居る、尤も之は所謂凶作其ものが直接原因たるや將た又此趨勢は今後尙持續するや否やは今遽に推斷するを得ざるも兎も角注意す可き現象であると思ふ

倘武田檢事正（仙臺）が最近余に與へられたる手束は凶作地の消息を知る可く最も便利と信ずるが故に、其觀察點に於て一致せざるものあるにも拘らず左に之を揭げて同く諸君の參考に供する所以である

△武田檢事正の手束

前略凶作に起因したる犯罪と認む可き者甚だ少く普通貧困に原因する小竊盜の如きは例年より却て減少の傾向有之候是蓋し例年にても極貧者甚だ僅少にて此殘米は一二ヶ月間に食盡し可申候然るに本年は凶作の爲め一切小作料を支拂はざるに依り不作なるにも拘らず幾分の殘米は可有之且凶作救助の爲め此極貧には意外の衣服食料金錢の給與も有之候に付例年よりも却て生活し易き事情有之が爲めならんと被存申候（下略）

追て凶作より極貧者に及びたる影響は本文の通りに有之候へ共此凶作の爲め大打擊を受けたるは中產者に有之候此等は其體面上救助も受け難く生活は甚だ困難なり故に其所有地を入質又は賣却して僅に生活を保續する有樣なれば他日終に極貧者と爲りて犯罪增多の因と爲るが如き事も可有之かと竊に憂慮罷在候右爲念申添置候



○明治三十九年二月末日現在全國在監人員監獄別表（△ハ減）

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	兒	合計
管四	九六六					
東京	五六一		八〇九		三	九六六
市谷	一、二六二					一、三七三
鶴	二、一二三					二、一七三
樓	一、四〇四	二八	一〇三	一〇		一、五三八
監	七八四	二	四〇	二		一、〇三八
和	一、二二二	一	五九	三		一、二三一
橋	八〇五	二	八一	一		八八七
前	八三〇	二	七六	三		九一一
宮	九九二	五	七九	一		七七四
戶	一、四二五	一五	一七〇	二		一、五六〇
葉	四七三	五	二四	二		五〇二
府	七四七	一	五一	一		八〇一
津	一、七八五	五八	九九	四	二	一、九二四
屋	八三五	五	五三	二		八九四
岡	一、一八五	一	一四	一		一、二〇一
所	六二一	一	一五	二		六三七
阜	三五七	二	一五	一		四一二
井	四六一	二	三四	二		四九六
澤	一二八二	二	一六	一		一三〇
山	九三九	六	一四一	一		九八八
梨	一、〇六一	二	一七九	三		一、一四五
城	一、〇七五	二	一三九	一		一、一四五
島	三八〇	一	八四	三		四六五
岡	四三七	一	六一	一		五〇〇
形	六二四	一	五二	二		九八一
森	六九三	七	一一七	四	二	八二〇
田						

監獄署	總計	札幌	函館	十綱	青森	秋田	宮城	福島	新潟	長野	岐阜	三重	高知	松山	德島	高松	江津	鳥取	山口	廣島	岡山	和歌山	奈良	京都	大阪	兵庫	滋賀	長崎	熊本	佐賀	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩
總計	一二六八	八一二	五八〇	八五六	五三六	七三〇	大二九	九二三	八三一	五八〇	三七六	七三五	一、四九五	一、三六一	一、一四四	七二二	九二九	六五二	五八九	五三四	二四二	八八九	一、八九一	九八四	一、七四七	六七〇	四四〇	二〇三	二、七六〇	一、二〇八	五四二	八五〇	一、三四〇	一、二〇八	五四二
男	一二五	八一二	五八〇	八五六	五三六	七三〇	大二九	九二三	八三一	五八〇	三七六	七三五	一、四九五	一、三六一	一、一四四	七二二	九二九	六五二	五八九	五三四	二四二	八八九	一、八九一	九八四	一、七四七	六七〇	四四〇	二〇三	二、七六〇	一、二〇八	五四二	八五〇	一、三四〇	一、二〇八	五四二
女	一三	五八二	二	六	二	三	四八	一	三	三	四	三	一七	二	三	三	四	一	一	二	一	一	一	一	七四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
計	一二七	五八二	二	六	二	三	四八	一	三	三	四	三	一七	二	三	三	四	一	一	二	一	一	一	一	七四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
同年一月末日現在	一二四	五八二	二	六	二	三	四八	一	三	三	四	三	一七	二	三	三	四	一	一	二	一	一	一	一	七四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
三十八年二月末日現在	一二四	五八二	二	六	二	三	四八	一	三	三	四	三	一七	二	三	三	四	一	一	二	一	一	一	一	七四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
增減 前月比較	三	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一
增減 前年比較	八七	二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十九年二月中ノ新受刑者	二〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
前月ニ比シ増減	大	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

○明治三十九年二月末日現在全國囚人罪名別表

（△ハ減）

罪名	三十九年二月末日現在 男	女	計	同年一月末日現在	三十八年二月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較	三十九年二月中ノ新受刑者	前月ニ比シ増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	二		二	二	二				
貨幣偽造	九〇六	三	九〇九	九二九	八四八	△二〇	六二	一一	大
官印官文書偽造	一、六一七	一一	一、六二八	一、六二八	一、六二五	三	三	一	六
私印私書偽造	一、二六九	一六	一、二八五	一、二九五	一、二八四	一	一	一	一
偽證	二八		二八	二八	二八				
誣告	一、六三三	九一	一、七二四	一、七二二	一、七二二	二	二	一	一
殺傷	一、〇一四	四〇	一、〇五四	一、〇五四	一、〇四九	五	五	一	一
殺人	三九二	一四	四〇六	四〇六	四〇一	五	五	一	一
打創	一、七一三	三〇	一、七四三	一、七四二	一、七四八	一	△五	一	一
傷害	一、〇一四	三八	一、〇五二	一、〇五二	一、〇四八	四	四	一	一
毀棄	二八六	一九	三〇五	三〇五	三〇一	四	四	一	一
淫亂	三五	三	三八	三八	三八				
重婚	一九		一九	一九	一九				
姦通	二八	一	二九	二九	二九				
誘拐	三五		三五	三五	三五				
賭博	二、三一三	九一	二、四〇四	二、四〇四	二、四〇四				
脅迫	一九		一九	一九	一九				
恐喝	一、七三三	一〇	一、七四三	一、七四二	一、七四八	一	△五	一	一
殺害	一、〇一四	四〇	一、〇五四	一、〇五四	一、〇四九	五	五	一	一
故殺	三九二	一四	四〇六	四〇六	四〇一	五	五	一	一
打創	一、七一三	三〇	一、七四三	一、七四二	一、七四八	一	△五	一	一
傷害	一、〇一四	三八	一、〇五二	一、〇五二	一、〇四八	四	四	一	一
毀棄	二八六	一九	三〇五	三〇五	三〇一	四	四	一	一
強盜	三、九二九	一一	三、九四〇	三、九四八	三、九四八	△八	△八	一	一
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關スル	一二		一二	一二	一二				
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	二		二	二	二				
附加利ノ執行ヲ逋ル	一、一九三	一一	一、二〇四	一、二〇四	一、二〇四				
貨幣偽造	九〇六	三	九〇九	九二九	八四八	△二〇	六二	一一	大
官印官文書偽造	一、六一七	一一	一、六二八	一、六二八	一、六二五	三	三	一	六
私印私書偽造	一、二六九	一六	一、二八五	一、二九五	一、二八四	一	一	一	一
偽證	二八		二八	二八	二八				
誣告	一、六三三	九一	一、七二四	一、七二二	一、七二二	二	二	一	一
殺傷	一、〇一四	四〇	一、〇五四	一、〇五四	一、〇四九	五	五	一	一
殺人	三九二	一四	四〇六	四〇六	四〇一	五	五	一	一
打創	一、七一三	三〇	一、七四三	一、七四二	一、七四八	一	△五	一	一
傷害	一、〇一四	三八	一、〇五二	一、〇五二	一、〇四八	四	四	一	一
毀棄	二八六	一九	三〇五	三〇五	三〇一	四	四	一	一
強盜	三、九二九	一一	三、九四〇	三、九四八	三、九四八	△八	△八	一	一
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關スル	一二		一二	一二	一二				
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	二〇八	一	二〇九	二〇九	二〇九				
屋外物盜（明治三年法律第九號）	三、六四二	一	三、六四三	三、六四三	三、六四三				
盜	三、九二七	一一	三、九三八	三、九四八	三、九四八	△一〇	△一〇	一	一
搶奪	一、六一七	一一	一、六二八	一、六二八	一、六二五	三	三	一	六
強盜	三、九二九	一一	三、九四〇	三、九四八	三、九四八	△八	△八	一	一
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關スル	一二		一二	一二	一二				
拘引	二〇八	一	二〇九	二〇九	二〇九				
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	二〇八	一	二〇九	二〇九	二〇九				
屋外物盜（明治三年法律第九號）	三、六四二	一	三、六四三	三、六四三	三、六四三				
盜	三、九二七	一一	三、九三八	三、九四八	三、九四八	△一〇	△一〇	一	一
搶奪	一、六一七	一一	一、六二八	一、六二八	一、六二五	三	三	一	六
強盜	三、九二九	一一	三、九四〇	三、九四八	三、九四八	△八	△八	一	一
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關スル	一二		一二	一二	一二				

| | | |

能はざるものなり

(二) 保護主義の瞬間的犯罪者改善の見込ある性癖的犯罪者改善の見込なき性癖的犯罪者の分類は保持する能はす（少數の場合は兎も角）

(三) 人に確定したる犯罪的性質なるものなし從て性質に基き犯罪人を分類せんとするが如きは誤れり（少數の場合は兎も角）

(四) 假りに人に犯罪的性質ありとするも之に基き刑罰の種類及び標準を定めんと欲するが如きは大數の場合に於て實行行ふ能はざる處にして強て之を實行するときは不當にして且つ當素放の制裁を續出すべし（小數の場合は兎も角）

(五) 保護刑主義より續出すべき忍び難き實際上の結果及び實行する能はざる要求

第三章　兩主義の交讓の能不能

第一節　兩主義の懸隔は性質の論（孰れか可なるやの論）にして程度の論にあらす

第二節　リスト氏提出の交讓條件

第三節　余は氏の交讓條件に應する能はす

第四節　問題解決に就て余の希望及びリスト氏の刑法に對し貢獻したる功績



救護事業

○細民子弟の教育に就て

（坂本龍之輔君談）

私は甚だ善處なことでありますけれども、此頃貧民教育とか細民教育とか云ふことが世の中に喧囂されて來たに付ては細民教育とも普及させることも或は困難でありはせぬかと思つて居ります唯教育と云はないで特に細民教育とか貧民教育とか、總て此種の意味を含ませて云ふ以上は、何んだかそこに普通一般の教育事業とは異なりたる事がなければなるまいと思ふ、そこで何所までが違つて居るかと云ふことを論斷することに付て私共の力が甚だ薄弱でありますが、到底此等の大問題を解決する力はないと思ひますが自分の仕事の必要の上から推して細民教育と云ふ意義をこんな風にしたいと思ひます、第一には其子供なり世の中の利益を目的としてどのやうに少なく見積つても教育者が持つて居る丈の備を又世の中の爲になり有益なる方面に相當に振ひ得させるまで見てやる、斯う云ふ二つの目的を含めたものにしたいと思ふのです、若し是が普通一般の家庭に生長したる子供の教育でありましたならば第一の意義丈あればそれで教育と云ふことになると思ひますが、細民子弟の教育は、普通の場合に於ける教育の結果の應用其教育してやつた結果得た物を獨立的に健全なる社會の一員となり得るまで力を盡してやることを取除くことは出來まいと思ふ、若し第一の意義の方丈で放つて置くならば、時には其結果に依て得たものが本人をも損へば世の中をも損ふことがあることになりうと思ふ、子供の境遇、細民の意識とか風俗とか、其兒童の保護者の位置が子供をして學校で得たる所の力を正當なる方面に働かし得られぬ或は働かし得せしめぬことがありますから、普通の學校に於ける教育の意味の如く膂力を備へてやつたと云ふ丈で放任して置くならば、子供の將來に於ける非行が教育を受けなかつた時より大きくなり、世の中の迷惑の事をすることが烈しくなることがあらうと思ひます、夫故に私は此細民教育と云ふことになると普通の意味に於ける教育と云ふことの外に更に其教育の應用面まで教育と云ふ意味を事實に現はさすにはどれ丈の機關が入用であるか、是も亦普通の場合とは餘ほど趣が違つて居りはせぬかと思ふ普通の場合でありますると、學校の教育機關と云ふものは集つたる兒童を教育することが出來ればよい、即ち教育することに要するもの丈を整へれば其機關は成立する、去りながら細民子弟の教育は其學校教育機能と云ふものが起り得る場合若くは其起つたものを永續させることに付ての機關がなければならぬ、次には普通の學校と均しく學校に於ける教育機能を營む用意、それから次に前申上げました教育してやつた其結果として生れ出たるものを正當に働かして自活させる、健全と云ふ特に言葉を付したる世の中の人民とならしむるまでに要する手續、此普通の學校に於ける教育機關のズット後方に當りて各一部宛の用意が要ると斯う私は考へて居る、それで唯今申しましたやうな三段に亘つたる教育の機關は取扱はなければならぬ訳跟となるべく土地の狀況、即ち約して云へば取扱つて行く兒童の狀況に依て各々違があると思ひます、私は今自分の仕事をして居りますれば萬年町附近でありますから、東京市の東北部に於ける細民窟の教育の一機關として見たるものに就て順次御清聽を煩はさうと思ひます。

第一の機關の學校に於ける教育機能の起り得るよう、又其起つたる教育機能を永續させるやうな機關はどんなものが要るか、第一

に如何なる事柄が子供の就學を妨げて居るか、斯う云ふ方から眼を着けて見ますと、其既學し得られずに居る理由が大概六つほど丈やるやうにしてやらなければ赤貧者の子弟を學校に集めることは出來ぬと思ふ、それからモー一つ第一の機關として設けて見たく思ひますのは子供を預つてやつて保護者が働く場合に十分働かしむるやうにしてやらなければならぬ、又傳染病の者には働かなければならぬやうに仕向けてやる、折々働きたいが子供がありて働けないと云ふ日實の下に目を途つて居る者が多うございます、子供を預つてやるから費らずして働け若くは働かなければならぬやうにして見たく思ふのであります、本來教育の機關の話に這入る前收所に於ける表裏住の狀況、又細民の心掛ほどのやうかと云ふことを申上げなければならぬのですが時間も掛りますから略して申し上げますから自然話が混同するかも知れませぬが、それに御免を蒙ると致して、兎に角此やうに親が働くことの出來る機關を整へてやらなければならぬと思ひます、モー一つ第一機關の中に入れて見たく思ふのは保護者の間の貯金制度、是は是非實行して見たく思ひます、云ふのは細民層に還入つて調べて居りますと、時には一日に二圓儲けた三圓儲けたと云ふこともある、さうかと云ふと今度は一週間も二週間も少しも收入がないと云ふこともあります、又酒が降つたけふは働けないと云つて何もして居るといふと例の賭博をして居る、其爲に自分の女房迄も抵當にやつて金を借りて來ると云ふやうなことをやつて居る、そんな事が行はれて居りますから、茲に細民の生活の爲に收支の權衡の保たれるやうに經理してやる、若くは經理するやうに導いてやることが保護者の生計を緩和する必要の手段と思ひます、でありますから貯金制度を是非立てゝやりたいと思ひます、それから又何も法律だの規則だのと云ふやかましいことでなく、子供を見た時にモー相當に教育を受けるに足る程の能力が出來て居ると思ひましたら、假令私生見でも無籍者でも貧人の種の勞働場を建てるとすれば、子供の實際の働は經濟上の原則から割出せば僅かに五厘なり三厘なりであると思ふ、それでも五錢を着けて見ますと、其既學し得られずに居る理由が大概六つほど丈やるやうにしてやらなければ赤貧者の子弟を學校に集めることは出來ぬと思ふ、それからモー一つ第一の機關として設けて見たく思ひますのは子供を預つてやつて保護者が働く場合に十分働かしむるやうにしてやらなければならぬ、又傳染病の者には働かなければならぬやうに仕向けてやる、折々働きたいが子供がありて働けないと云ふ日實の下に目を途つて居る者が多うございます、子供を預つてやるから費らずして働け若くは働かなければならぬやうにして見たく思ふのであります、本來教育の機關の話に這入る前收所に於ける表裏住の狀況、又細民の心掛ほどのやうかと云ふことを申上げなければならぬのですが時間も掛りますから略して申し上げますから自然話が混同するかも知れませぬが、それに御免を蒙ると致して、兎に角此やうに親が働くことの出來る機關を整へてやらなければならぬと思ひます、モー一つ第一機關の中に入れて見たく思ふのは保護者の間の貯金制度、是は是非實行して見たく思ひます、云ふのは細民層に還入つて調べて居りますと、時には一日に二圓儲けた三圓儲けたと云ふこともある、さうかと云ふと今度は一週間も二週間も少しも收入がないと云ふこともあります、又酒が降つたけふは働けないと云つて何もして居るといふと例の賭博をして居る、其爲に自分の女房迄も抵當にやつて金を借りて來ると云ふやうなことをやつて居る、そんな事が行はれて居りますから、茲に細民の生活の爲に收支の權衡の保たれるやうに經理してやる、若くは經理するやうに導いてやることが保護者の生計を緩和する必要の手段と思ひます、でありますから貯金制度を是非立てゝやりたいと思ひます、それから又何も法律だの規則だのと云ふやかましいことでなく、子供を見た時にモー相當に教育を受けるに足る程の能力が出來て居ると思ひましたら、假令私生見でも無籍者でも貧人の

子でも文記者令などに頓着なく貴者の意見を伺つて、モー是は教育を課して差支ないと云へばドシ〳〵教育してやる、斯う云ふ工合に致しましたならば第一段の教育機關、即ち學校に於ける教育機能を營み授ける機會を得させるとかそれを永續させるに庶幾くはありはせぬかと思ふのであります、是に付きましては私は區分の事を云ふて攻撃を受けつゝありますが、それは子供の事ではない親來の事と思ふ、皆さんが既に御承知の通り、貧分幼なる者の保護する爲に工業條例とか色々の條例を作つた國のあるやうでありますが其實驗の狀況を見ますると、其制度の及ぶ健全なる大いなる工場及ばぬ俗に云ふ内職と云ふ方に行けば尚確へて居る、伯林でさへも小學校兒童の一三%までは金を貰つて仕事をしつゝある、斯うと云ふことを此間人から聞きました、是等の狀況は前私の申上げるものに對しては餘ほど有力なる參考材料であると思ふて居りますが如何に教育行政に從事して居る者が不就學兒童があつてはならぬなんのと云ふて饒舌しやうが保護者の生活問題を解決してやらぬ以上は其兒童が學校に於て教育を受け得られる道理がないで之を萬年小學校の實況から申しますと、三十七年度に於て漸く四百二十名しかない、同年度に於ける萬年小學校の定員は四百二十名であつた、其中三十七年一箇年度に於て百二十八名程の半途退學者があつた、其内他の理由の者を除きましてどのやうに少く見積つても百人以上は保護者の貧困なる爲に起りたる半途退學であります、假か四百二十名の内で百名以上が生計問題の爲に半途退學しなければ他に手段がない斯う云ふ有樣に陷ることや、又萬年小學校でなく普通の某小學校で調べると一學年生に六十名の連續缺席者がある時には八十名に達することがあると云ふ譯でそれはどう云ふ譯かと云つて校長に聞くと區役所から學校へ出せ出せと云つてドシ〳〵貰めるから一時學校へは出すが生活上出して置かれない、それで此通り缺席して仕舞ふので實に困つて仕舞ふと云ふて話されたが、是等は前申しました細民の教育機能の起り得るやうにしてやるまでの機關が入用であると云ふことの實證であると考へます、それから又モー一つ第一機關の必要であらうと思ふのは私は斯う云ふ心配がして居ります、斯う云ふ風に半途退學者が出來るかも知れぬと云ふても是等の兒童が學校に來て居ると此者が幾分の文字なり計算なりの智識を得る、それが却てあぶないと思ふ、中には犯罪をする爲に文字を覺へやう、犯罪の利益として文章上の力を得たいと云ふ者は甚だ語弊がありますが事實はさうです、お前の所では子供を何んの爲に學校へ出して置くかと段々問ふて見るとどうも字が分りませぬと他から來た手紙が讀めませぬ、餘所さんへ持つて行つて讀んで下さいとどうしても言へない手紙が來ることかありてそれが讀むことが出來ない、又餘所へ手紙を出したいと云ふ時に人さんに賴めないことがあるが、仕方ないから確かな人を見付けて打明けて書いて貰はなければならぬ、だからどうか息子丈には字の書けるやうにしたい、斯う云ふ事を始終私は聞いて居ります、又それがどう云ふ譯で此邊には子供を學校へ出して居るが其動機のどうしても分らないやうな連中が幾らも私の保護者の中にはあります、ですからそれを今度裏面から云つて見れば學校へ收容して教へる兒童をして健全なる社會の一員として外へ出すまで考へて行かなければ半途退學がドシ〳〵出來ると、縱し假令私生見でも無籍者でも貧人の

子でも文記者令などに頓着なく貴者の意見を伺つて、モー是は教育を課して差支ないと云へばドシ〳〵教育してやる、斯う云ふ工合に致しましたならば第一段の教育機關、即ち學校に於ける教育機能を營み授ける機會を得させるとかそれを永續させるに庶幾くはありはせぬかと思ふのであります、是に付きましては私は區分の事を云ふて攻撃を受けつゝありますが、それは子供の事ではない親來の事と思ふ、皆さんが既に御承知の通り、貧分幼なる者の保護する爲に工業條例とか色々の條例を作つた國のあるやうでありますが其實驗の狀況を見ますると、其制度の及ぶ健全なる大いなる工場及ばぬ俗に云ふ内職と云ふ方に行けば尚確へて居る、伯林でさへも小學校兒童の一三%までは金を貰つて仕事をしつゝある、斯うと云ふことを此間人から聞きました、是等の狀況は前私の申上げるものに對しては餘ほど有力なる參考材料であると思ふて居りますが如何に教育行政に從事して居る者が不就學兒童があつてはならぬなんのと云ふて饒舌しやうが保護者の生活問題を解決してやらぬ以上は其兒童が學校に於て教育を受け得られる道理がないで之を萬年小學校の實況から申しますと、三十七年度に於て漸く四百二十名しかない、同年度に於ける萬年小學校の定員は四百二十名であつた、其中三十七年一箇年度に於て百二十八名程の半途退學者があつた、其内他の理由の者を除きましてどのやうに少く見積つても百人以上は保護者の貧困なる爲に起りたる半途退學であります、假か四百二十名の内で百名以上が生計問題の爲に半途退學しなければ他に手段がない斯う云ふ有樣に陷ることや、又萬年小學校でなく普通の某小學校で調べると一學年生に六十名の連續缺席者がある時には八十名に達することがあると云ふ譯でそれはどう云ふ譯かと云つて校長に聞くと區役所から學校へ出せ出せと云つてドシ〳〵貰めるから一時學校へは出すが生活上出して置かれない、

しますがこれも先づ自分の收容して扱へる兒童の狀況を一つ調べる必要があると思ふ、之を調べて見ると概して身體が極く痩弱で榮養が不良であります、總じて兒童の六〇%位は病人です、それから榮養の不良なる者が一同%位あります、殘に眞面目なる生活をして居る者、即ち或會社とか工場へ通つて貰錢を得て居る者の身體は取分けて强健であります、次には兒童の身體が極く不潔であつて其上に先天的若くは後天的の疾病が多いのであります、それから頭が總て外界の事物に對する感念が極めてボーッとして居るので、それも餘く遲くて遲くて居れば宜いが疾い、即ち狹くて淺くてボーッとして居る、それからどの兒童に就て見ても直覺が極めて鋭さうして仁義とか道德とか云ふことは皆無である、隨つて物を整理する、或結果を得やうとする考、想像力も極く少ないのであります、又言葉の數が極く少ない、言葉が少ないから自然の必要から起りませうか一つ一つの言葉が包括的である、一種の漠然が大變多くの意味を含んで居ります、であるから我々が兒童に向つて言ひますると其間に意思が通じない私共の言ふ所が兒童に通ぜず又兒童の云ふことを我々が普通の頭で解釋すると分らないと云ふ有樣であります、それから極く卑劣なる自我の念が盛んで非常に强いのであります、他を愛するとか共同して働くと云ふ考は絶無と認て居る其上に所有權に關しては極めて其感念がボットして居る、或場合には無意識へ云ふと惡意でないことが屢々ある、唯明確を缺いて居る丈で盜まむと欲して盜んだのでない場合がある、盜むと云ふことが善いか惡いかを判別して居らぬ場合が頗々ある、それから又いづれに就て見ても詐ることが上手である、詐欺することが巧みである、又言譯が非常に巧い、是は小さい兒童でも堂々たる大人を凌ぐほど上手で外の方面に鋭いと正反對に餘ほどずるいのであります、如之靜かと云ふことが出來ない放縱にして靜肅なしとでも申しませうか兎に角秩序と云ふことを全然滑へて居らぬ、それから喧嘩が極めて好きであつて、一つの事に永續して働くと云ふ意思がない、それから漫然的の行動に對する羞恥心がない、又並に取分け申上げたいのは絶望的から導かれる所の僻見とか或はそれと反對の安心とを云ふことを深く懷いて居ります、其安心なり僻見はどこから起つて來るかと云ふと絶望が餘ほど手傳つて來るやうであります、それから一つ特別なる狀況のやうに見受けるのは冗費をすることが盛んである、金錢に對する愛着心がない、それから射倖心、僥倖の利益を得むとすることが多いのです、賭博が非常に好きである、菓子を買ふにも五厘で五厘の菓子を買ふのでは飽足らぬで引ツ込がしとか云ふ一種の賭博的の買方をして居る、色々前後錯雜して申しましたが彼の同類を分けましたら治と十箇條ばかりになりまするが是等が彼の附近に於ける先づ概括したる狀況であります、夫故に此等のもを一方では押付けて善い方へ導かなければならぬ爲に並に教育機能が營まれるのでありますから自然運動場を廣くしてやつて彼我の念なり或は利逢の念を正當に發達させるに足る遊戲と云ふやうなものが必要である、普通の體操は勿論必要でありますが、其外に彼等の間に各種に滲つて關係に働かせる爲に大に遊戲を奬勵する必要があると思ひます、故に盛んに遊戲場を擴らへるが必要であらうそれから花畑をを擴へて働かせることが必要と思ひます、それから遠足運動も體是も此教育機能の一として有ると思ふ、それから病氣を治療してやること、此機關も勿論必要であると思ふ、それから病格の爲め思想の弱點を補ふ爲めに必要でありませうが、それと同時に或は或時は食物或時は牛乳と云ふやうに此營養を補充してやることも除外してはならぬと思ひます、それから入浴理髮なども必要、其次には是は極めて大切ではないかと思ふのは兒童的の行爲を一つ擴らへてやりたいと思ふ、是はチョット餘談に亘る不平がましいことでありますが、東京市内に於ける各公園は總べて大人の爲め設けた公園で兒童の爲めに設けてあるやうな公園は見當りませぬね、是が細民區には必要である、日比谷の事は先づ自分の收容して扱へる兒童の狀況を一つ調べる必要があると思ふ、之を調べて見ると概して身體が極く痩弱で榮養が不良であります、總じて兒童の六〇%位は病人です、それから榮養の不良なる者が一同%位あります、殘に眞面目なる生活をして居る者、即ち或會社とか工場へ通つて貰錢を得て居る者の身體は取分けて强健であります、次には兒童の身體が極く不潔であつて其上に先天的若くは後天的の疾病が多いのであります、それから頭が總て外界の事物に對する感念が極めてボーッとして居るので、それも餘く遲くて遲くて居れば宜いが疾い、即ち狹くて淺くてボーッとして居る、それからどの兒童に就て見ても直覺が極めて鋭さうして仁義とか道德とか云ふことは皆無である、隨つて物を整理する、或結果を得やうとする考、想像力も極く少ないのであります、又言葉の數が極く少ない、言葉が少ないから自然の必要から起りませうか一つ一つの言葉が包括的である、一種の漠然が大變多くの意味を含んで居ります、であるから我々が兒童に向つて言ひますると其間に意思が通じない私共の言ふ所が兒童に通ぜず又兒童の云ふことを我々が普通の頭で解釋すると分らないと云ふ有樣であります、それから極く卑劣なる自我の念が盛んで非常に强いのであります、他を愛するとか共同して働くと云ふ考は絶無と認て居る其上に所有權に關しては極めて其感念がボットして居る、或場合には無意識へ云ふと惡意でないことが屢々ある、唯明確を缺いて居る丈で盜まむと欲して盜んだのでない場合がある、盜むと云ふことが善いか惡いかを判別して居らぬ場合が頗々ある、それから又いづれに就て見ても詐ることが上手である、詐欺することが巧みである、又言譯が非常に巧い、是は小さい兒童でも堂々たる大人を凌ぐほど上手で外の方面に鋭いと正反對に餘ほどずるいのであります、如之靜かと云ふことが出來ない放縱にして靜肅なしとでも申しませうか兎に角秩序と云ふことを全然滑へて居らぬ、それから喧嘩が極めて好きであつて、一つ

事分に出來ぬまでも先づ萬年町邊へ一つ拵らへてやりたいと云ふ考は私が日比谷の方に行く毎に起る、私に一つの兒童の遊ぶべき公園を造つて其所に一つの遊世必要の保育所を設けて置て兒童が遊ぶと同時に公園中に一つの教育博物館のやうなものを拵らへて置いて保姆を置いて玩弄物も備へ置いて細民の兒童が遊びに來たら、サア十分遊べもちやを殺げしては惡いなどと云はぬで發すなら毀せ殺らでも與へて遊ばせる、さう云ふ兒童の公園が必要である、公園と云つても圍ばかりでない兒戯の娯樂場である、精神上の純潔なる娯樂を與ふる丈の機關があの界隈に欲しい、さんし云はれるような幼稚園のやうなもので、これもフロイベーさんの純な經營主義の幼稚園を造つてやりたい、さうすると學校へ來てびながら頭が充滿して來るから學校で教へても出來ると思ふ、それから學校に標本の類を非常に多く置くさうして出來得る限は廊下でも壁でも天井でも何所を見ても必要なる標本を以て充されるやうにしたい、金にかかして設備したい之な設備する必要は確かにあると思ひます、さうして其多くの標本を使つて直覺的の教授を爲したらよいと思ふ、例へば是は水入だぞ是はコップだぞと云つて時には落して破らしても見る、さうしてそれに觸れると手が切れるぞと云ふてコップ毀はして時には手も切らしてやるがよいそこまで踏込んで直感教授をしたい、隨つて此學校に於ては標本類を澤山欲しい同一種類の物を澤山置く必要もある、組立させるは先づ打毀して置いてそれから組立てさせると云ふまでやる、さうしなければ前申したやうな境遇の兒童をして普通の家の兒童を普通に教育したやうに役立たせることは出來まいと思ふ、扨に又技藝に渉ることか知れませぬが往々高が貧民の子供ぢやないかテンナに重く取扱つて智慧な付けてやると社會主義の出來損れのやうなものが出來る、細民の子弟であるから讀書算術の知識丈與へればよい、强迫的に役立つ事を教へればよいぢやないか、斯う云つて論せられる方もありますが、私は寧ろ正反對でそんな言を吐きそんな考を以て此細民教育を見る人は所謂村落の何かで風紀が嚴重で人間の遊むべき道は一等道である、諺むこと書くことさへ知つて居れば其村なり其土地なりで曲つた方へは行かれないと云ふやうに嚴重に風紀の維持されて居る所では讀書算術と云ふことでよからうが部會に於ける細民は決してさうでない、十分に其德性を養つてやる必要があると思ひます又教育機能に付ては斯う云ふ事も必要と思ひます、机なり椅子なり黑板なり總て兒童の直覺で出來る物も細民學校では十五圓でも經濟力の許す限り黑ふ存分寄附にしてやる必要がある、ボロ〳〵した家に居る者だから組立小屋でもよいアリストートルの教授法のやうに窓の下で教育してもよいと云ふやうな人があれば細民教育などと云ふことは其人は云はぬがよい細民教育に手を着ける以上はさなきだに世の中を總みつゝ絕望的になつて居るそれを正當の方面に向けるので其手段として兒童の眼に映る物は總て金をかけて立派なる組立をする必要があらうと思ふ、そふして決して他の人から侮りをまねかないやうに知識を養成してやる必要がある、勿論細民子弟だるの知識若し兒童の知識を忘れて教育するならばせめて方がよいと思ふ、それから自然の結果浪費を杜する爲には貯金の必要も起るでありまする、社會は愉快のものであると云ふの感念を養ふ必要もありまするし又信義必罰的に善い事があつたら一方に盜賊的の事をする子供でも一方で學校で友達を大事にしたとか拾物を屆けて來たとかシテ〳〵と賞揚するのである、通例多くの場合に於て賞與制度として行はれる如く漠然品行が方正であるとか學力が優等であると云

ふやうなことを以て褒賞しないで、何んでも善い事をしたら其點に關ふての賞を敎師が意らぬやうにする、其代り少しでも間違つた事があればそれは打止めて仕舞ふことに付て一歩も假借せぬ、嚴酷は惡いが極りを守らせると云ふことは惡くはない、敎師が兒童を取扱ふ上に於て我子である、學校へ來て初めて自分の家へ歸つたのであると云ふやうに熱心を以て敎師が掛りさへすれば少しも害はないと思ふ、去りながら規律を紊す點があつたならそれを見逃さぬで守らせるに付ては決して面倒臭いいま〳〵しいと云ふやうな氣は全然除去つて愛を云ふことを以て治めて行きたく思ふ、さうすれば細民學校の子弟の如きは驚く丈で御し易い、普通一般の兒童を取扱ふよりも却て取扱ひ易いのであります、非常に敎師に懷くものである、非常に學校を好きこのむやうになります、さうやつて行つて初めて一定の不秩序なる風習を脫却することが出來やせぬかと思ふものです、此敎育機能に付て申上げることはまだ澤山ありますが餘り長くなりますから省きまして、第三に敎育機關の一部敎丈を申上げたいと思ひますが、隨單に學校で兒童を取容してこれを敎育したと云ふ丈では細民敎育の機關と云ふものが片ちんばでありますと、云ふは彼の萬年町開近の觀察から云ふと彼の邊の人は生計に迫はれて居るから俗に謂ふ乞食勘定ばかりやつて居る、永遠の計がない、斯う云ふものがあります、澁參屋から輕みに來やうが女郎屋から買いに來やうが淫賣屋から買いに來やうが頓着ないが餘分になればサン〳〵子供を出して仕舞ふ、さう云ふことが見へて居ります、されそこまで思切つて自分の子供を處分して仕舞ひやせぬ中に目の先に於て毎日五錢なり三錢なり金が取れさへすればよい、此工場へやつて置いた所がいつまで經つても十錢か十五錢より吳れぬ詰らぬからもうちツとよい工場へ出さうと云ふ考になる、勿論よい工場の方で澁面出せばいが外かの工場へ移ると出來る丈早く初めは實銀が安いと云ふから實銀のよい方の工場へやる、さう云ふ風であります、從つて此貧

ございますから、之を申上げたく思ひます、それは自然今まで申上げました細民敎育に要する機關の一二三の三點の全體に亘つてへるに付て私は學校を中心としたる貧民地を造つたら面白からうと思ふがイナルさんのやうに居るのはさう云ふ風に分けて居りませぬが之を試みたらどうかと思ひます、あの邊の細民の生活狀態を能く調べまするとも、幾ら眞面目に働くと云ふても仕事がない、今日車夫で最も能率でも拘車夫でないと一日三十五錢がむづかしい、其内から雇賃代と拂ひ外とで飯を食ふと家族を養ふことは到底出來ないそこで家族は内職をしなければならぬ、さうした所で幕が立たぬのでありますからそこで私は極へ心掛のよい親達と子供とを合せて一學校を組織するに足る丈の團體を拵らへて樺太でも北海道でも臺灣の生蕃地でも廣くて人數の少ない所へドシ〳〵政府の手で送つたらよからうと思ふ、露西亞では猶人をサガレン島に送つたと云ふことでふるが、日本ではさうではない、斯ふ云ふ者を多額の金は要せぬと思ふ、若し政府でさう云ふ事が出來なければ民間の有志家諸君が集つて拾萬内外の金を要つて政府と交渉して未開地へ遣るつて下されば多分奏効すると私は思ふ、さうしてになつたら今度は東京の方から又さう云ふ子供や親を船で送つては行く、さうして行けば細民敎育に要する機關が或種の細民の爲に今の萬年小學校の有樣でやつて居ると一人の校長が其三個に亘るナカ〳〵云ふべくして行はれぬと思ふ、要するに細民敎育には三段に分れる機關が必要と云つても、其必要は日にこそ云ふても

窟には毎日錢を取る小さい内職が多いのでありますが萬歲々々で浮立つて居ればあの小さな旗を拵らへる、それから羽織紐であるとか斯う云ふ花かんざしが流行すると云へばそれを拵らへると云ふやうな内職がナカ〳〵多いのであります、夫故に學校を卒業さしやうな内職がナカ〳〵多いのであります、夫故に學校を卒業さして居れば駄目で、ズット細民意識に包まれて居るから今度は善惡の區別を忘れて來る、それでは學校でソンナに心配しないで年々卒業生丈を相當の會社なり工場へ特約してやつたらよいぢやないかと云ふとそれも行はれない點がある、けれども其理由を申して居ると長くなりますから兎に角さう云ふ事が殘念にも行はれないと云ふことを丈申上げて置きます、それであるから學校を卒業させたと云ふても、それ丈で放つて置くことも甚だ心細い、なぜならば或者は敎育を萬能的と云つて色々理屈はありませうが、要するに學校敎育と云ふものは或人達の自慢する如くさう澁山の効驗のあるものではないと思ふ如何なる善美を盡し如何に設備のよい器械を利用してやつても敎育と云ふものはナンなに効果はないと思ふ、知識の方面に於ては敎育の効果はありませうが心情の方面に於ては如何に自慢する先生がありても其人の云はれるほど効力にあるものでない、是は單り自分の意見として申上げるのでありませぬ是までの成績を調べて見ると確にさうである、それでありますから細民學校を拵らへて先生が幾ら面目に敎育した所で其細民學校に三年四年居つた子供がどうして立派な人格を備へられませう極く巧く行つた時に人格に似かよつたやうに見へる狀態になる丈である、それを外へ出して樣々の空氣の中に觸すと惡くなる、惡くなるとすれば學校で智惠を付けてやつた丈危險である、それでどうしても學校で得たる能力を正當なる方面に振はせるやうにせればならぬ、細民敎育の機關として初めから計畫していなければならぬだらうと思つて居ります、並に一つ私は丁度得難い機會でもあり升から是非當權方にお訴へ申

容易に實行する機會は得られない、それと同時に單り萬年小學校のみならず鍛ヶ橋でも何處にもあるから一番發して一大冒險試驗をやつて見たらどうかと云ふ考を持つて居ります、成るべく輿論を作つて實行の出來まするやうに御盡力を願ひます。

雜錄

白耳義の監獄制度（承前）

耕道生

年報八

分科日程執行法の說明

夏期中每日の服役

自四月一日至九月三十日

動作は總て信號を用ひて通知し號令は低聲にて之を行ひ看守長之を掌る看守の集合若くは囚人の起床は每朝五時の號鐘を以て之を報じ戒護看守は囚人の覺眠起床したる後前日保管し置きたる器械及工具を交付す各看守は房前の中央に整列し夜勤の管區長は其勤務時間内に發生したる事故を看守長に申告し點檢を終りたる後各看守の受持を指定す各看守は猶豫なく囚人の起床、現員、房内の情況

を確認したる後第一級の看守は囚人を點呼し其結果を看守長に申告す五時より五時三十分迄の間に看守長はパン並飲料を各管區に運搬せしめ五時三十分に朝食を配付し五分間内を以て一齊に各房に配付し畢るものとす配付後徹夜勤務せし看守は其朝食の爲めに四十五分間休憩に就くものとす午前六時就業の號鐘に因り看守長は警戒線路を巡視す六時三十分の數分前に管區長は運動場を監視せしむる爲め第二級の看守一名を配置す囚人は運動場に到る前に各舍の運動場の前に同數を以て並列す六時三十分運動場へ繰出の號鐘を鳴らし注意の號令に因て外套及脚被を脱す運動場に赴くときは側目を振らず順次に歩調を整へ警戒線に立ちたる看守と五歩乃至六歩の間隔を保ちて進行し房に歸還するときも亦同し運動場に於て順次を定めたる囚人は他の散歩者を側視することなく運動し其外套は之を脱すべし奇數の月は下層分房を始めとし偶數の月は上層分房より出監を始め順次の運動を終るまで他の囚人は分房内に就役し入浴時間の順番に當りたる囚人は運動場に行かざるものとす

より當三級の囚生を數授し同五時還房を了るものとす數授の間は第一級の看守之を監視し第一級の囚生が數場に在る間他の囚生は分房に於て就役するものとす同五時三十分の五分前に看守長は晩食を入れたるバケツを各管區に運搬せしめ五時三十分に肉羹を配付し各區とも同時に配付し五分間に終り配付後各看守は前夜缺勤せざるものに限り其晩餐を爲すために四十五分間の休憩を許すものとす午後六時就業を再始し其後看守長は外部の通行口を閉鎖し巡警線路に回り運動場、媛爐、洗濯場麺麭焼場、階梯置場等を巡視　其現狀若くは緊束しあるや否やに注意し同六時各監房を閉鎖し各監に配置したる看守は分房の扉前を二回巡視し各囚人の現在を確め其旨を各管區長に申告し管區長は自から各囚人の現在數を認めたる上總報告を整理すべき主任看守長に其報告簿を呈出すべきものとす日沒後は直ちに瓦斯燈に點火し同七時十五分各看守は副典獄の下に集合し看守長は前夜の情況を申告し毎日の發生事件を表示し夜勤の當直看守は其教授を受け缺勤を許されたる看守は監獄を退出

七時三十分八時三十分九時三十分（以上午前）にも午前六時三十分と同樣の動作を爲し最終の列次に在る囚人が入房したる後第一級の看守は各自の受持に屬する運動場を巡視し巡警線路に轉回し順次に囚人の入監を確めたる後外部の通行口を閉鎖す正午五分前に看守長は肉羹を入れたるバケツを毎管區へ運搬せしめ十二時に午食と酒保品（月曜水曜火曜日に限る）を配付し八分間に其配付を終るものとす月曜日、水曜日、火曜日には正午より一時迄の間に看守長は晩餐を配付する時に申出たる酒保品購求者の氏名品目を手控帳に記入し管區長は其管區内各看守の手控帳を取集め之を總體の帳簿を整理すへき主任者看守長に呈出し看守長は又之を用度掛に交付し用度掛は其買入れたる酒保品を看守長に引渡すべきものとす午餐の後各囚人は午後一時に至るまで讀書等の研窮に從事することを許し特別勤務の看守は午前十二時より午餐を喫し午後一時より二時五分前まで休憩すべし午後一時就業を再始し同二時より第一級の囚生を教授し同三時還房を終り同三時より第二級の囚生を教授し同四時還房同四時

し夜勤を命せられたる看守を除くの外他の看守は囚人の就寢時に至るまで各管區内に配置せられ八時四十五分に罷役の號鐘を聞くと同時に囚人は順次に其工具等を還付し其寢臺を据へ直し臥具を舒へ業表を解き各看守は符號を附したる機械及工具を收め六時に至り就寢の號鐘に因り各受持看守は分房の燈火を消し夜勤を擔任看守は其事務を開始するものとす

年報九

醫療簿

在監人名簿　番號　入監及出監　氏名　年齡　體量　身體　畸形癈疾等　内部の疾病　氣質心狀　體力及體格の狀態　健康　血族遺傳病の有無

種痘既未濟一

バビエールの數箇所の監獄に於ては四人の體格は上中下の三等に區別せられ其標準は左の如し

一　筋力弱く貧血せる者　　下等
二　第一項及優偏、疵贅其他缺所ある者　　中等
三　第一二項の缺所なく健全なる者　　上等

又心狀を大別すれば左の如し

一　心狀の平庸なる者（ムーイヤンドル、ノルメール）
二　智慧の少なき者（オリゾン、アンテレクチュエール、ポー、エテンデュ）
三　執着心の深き者（プレヂスポゼ、オー、ツフェクション、マンタール）

第二節　懲戒法の構成

第一章　總論

監獄の內部法は其規定たる本來法律を以て之を定めざるべからずベルデツクに於ては其內部法は總則又は特別法を以て規定し總則は勅令を以てし特別法は省令を以てす米國の大法學家バングストンの說によれば禁錮は改正と同時に刑罰の一方法として用ひられたり然れども何れの國に於ても禁錮に力役を附したる爲め全く適當なる刑罰となれり其細則及附屬法は法律を以て嚴密に規定せざるべからずと

ド、トツクビール氏は千八百四十三年の現行法案に對する立法官の提出理由書と同一の意義を以て解釋せり今其理由書によれば立法官が囚人別居の原則を法律中に定めたる後行政法中に其原則を應用すべき種々の方法を規定するの權限を拋棄せざるは禁錮を以て適當なる刑罰と認めたるに因るものにして此方法の細則は刑の全部の一部を定むるものなるがゆへに其細則を定むるには細則其物よりも猶ほ他の法律との權衡に注意せざるべからずと

監獄法案の提出理由の說明中ベルチツク監獄章程の再審を準備せんが爲め千八百五十三年六月二十五日の勅令に依て定められたる審査委員會は法律に定めたる本來の原則に違背せざる以上は刑の適用に關する數箇の權限を特別官衙に委任すべしとの議に一決したりき今日に於ては其權限の範圍たる殆んど無限にして何等の明示若くは制限をも規定せず是れ行政上一の障碍にして若し其權限を濫用せんと欲せば恐るべき專斷の弊を生ずるの原因と爲るべし反之立法的行動と行政的行動と各々其部分を守り互に其權域を侵さずんば完全にして齊一なる方途に進み殆んど專斷の弊を生ずる能はざるべし佛國監獄則に對する議院の調查委員會の報告中にブールデュの控訴院は何れも主張したる如く監獄章程中に於て明に其適用すべき原則を規定すべしと主張せり凡そ改正を行ふには法律を旋行するか又は行政的事務の隷行に在り主法官が法律の撰擇を爲すには其原則を明瞭ならしめざるべからず數箇國に於ける外國の監獄則を見るに如何なる法律にも獄則に關係したる規定なき場合に比較的附屬法の中に重要なる問題を有する規定あることを發見せり刑法に條目なきも監獄の刑罰にして或は判決の尺度となるもの往々獄則に於て認むる所なり刑法が後來蔑助せらるゝ所以のものは蓋し此に在りと謂ふべし法律は其罪を認知せず其理由を說明せずして其刑を宣告し其宣告の時機を失ひたる後其刑の効力を行政法中に規定すべしとの法意條目を揭げ以て罪なき人に其自由を束縛するが如き不法の規定を設くべきものにあらず蓋し一

定の刑を定むるの權力は法律に屬し之を遵行するの權力は行政法に屬す故に行政法に其關涉に因りて禁錮を爲し又は其執行を爲すに過ぎず法律も亦行政法の如く施行法を定めて以て其適用の時機を失ひたる規定を避くるが如き種々の細目を定めざるべからず現今同一の指定監獄は一定の規則を遵行せしむると雖も從來は則ち然らず或る監獄に於ては特別の規則を設け之を適用すべき手續の規定に着手したるも他の監獄に於ては之を規定することを敢てせざりしが如し故に規則を一定するの必要あるに拘はらず未だ其制定なく彼此不同の規則あるは此に原由するものと謂ふべし此不結果は總則の不備より生するのみならず猶ほ實用に適せざる翻譯相の特別法より生ずるものとす獄則編纂事業は千八百六十九年に創始し千八百七十年に於て大半其終成を告くるに至れり當時二等監獄の情況に付き十分に意見を陳んが爲め千八百七十年四月十四日の訓令を以て其參考に資すべし

箇人的別居法は監獄制度の重要なる規定にして家族的生活若くは其他の生活と全く相異なるも

のとす故に看守又は監督者は分房制に服從せる四人が互に交語又は面會すること能はざるやう監督すべきは勿論なりと雖も動もすれば責任を重んぜず何れの監獄に於ても共同室を準備し他に空房の存するあるに拘はらず時としては五十乃至六十の囚人を雜居せしめたるものあるを認むる是れ分房制と雜居制との監獄內に兩立せることを示せるものにして恰も多囚の集合する洗濯場の如く病監及厨房も亦共用を以て開始せられ如何なる工業も團集せる多囚に一任し或は流場及廁筒を一所にする爲めに房壁若くは小房を取毀ち常に分房に於て其刑を受くべき囚人は管理者の爲めに僕婢又は洗濯人の使役を勤め監獄の裏手に在る空地には菜園を設けて甘藍を栽培し墻壁に小門を穿ちて構內より菜園へ通するの捷徑とし其他看守仲間の私用の爲め市街へ往復するが如き如何なる方面に於ても內部の獄則は殆んど規則の目的を實行せず事務所若くは囚人の見張所等に備へたる勤務表には缺勤の

如何なる訓示を以て明示せられたるか大略其方法の如何を窺ふに足らん各位よ行政事務及會計事務の審査を專らにするの時に當り有名なるチエクペチョーの退職は我監獄の爲め頗る遺憾に堪へざる所にして以來獄制の指導者と制法家とを失ひたるが如し故に釀成したる上下の弊害は各位宜しく斟酌を加へ益々奮勵整理せらるべし從來屢々二等監獄に於て國稅を增加するの必要を認め之を總則に明示せんことを欲したるも先つ管理者の權限に於て不信任の點なきにあらず故に獄則の改正は其權限を改正したる後之が改正に着手せざるべからず然れとも獄吏の一部の反對を惹起し政府の若干の官吏は具改正を有益なりと認むるは必然なりと雖も隨て困難を增加するを以て之を適當なる權限に改正するは始んと不可能の業なりと誤信し其改正は反つて獄吏をして舊慣を墨守じ多少法定的の特權言はゝ總ての監督權を振ふ所の專擅權を保持するものと思惟せり如此狀態は本來永續すべきものにあらずと雖も獄制の死活問題は蓋し其權限を明劃ならしむるにあるものと斷言せ

囚の三分の一以上は分房を空虛にして他の使用に役せられ宗教的加護の場合に於ても多くは囚人を教誨するに新教、英國教、猶太教等の如きは一切之を用ひず渠等に遷善悔悟を與ふるを名として月世界の旅行及鸚鵡の會說等の如き種々の厭世的なる小稗史を讀ましめ宗教上必要なる書籍は一二錢の小冊子にあらざれば之を與へざるがゆへに書肆に於ては概ね信神の著者を準備するもの多し故に又多數の監獄に於ては構成法によりて地下的牢獄を再興し偶然にも美德と慈善との遷善的行爲を及ほさんと欲したるものゝ如し猶ほ終に臨て一言せんに雜居監獄にして就中プリユクセーゝの監獄の如き其滯獄したる既決囚は遊惰にして無性なる乞丐を以て充溢せんとするに拘はらず他の如きは多數の分房放置し空房の餘裕を存したるが爲め頻繁に囚徒を教授したるに之を最少數に減したるは如何なる理由に基くやを尋ぬるに千八百六十一年より六十九年に至る間を經過したる地方裁判所の調命按率を開示すれは新監獄制の執行に對し

ざるを得ず既に陳へた如く獄吏と政府の官吏との反對に對して餘輩は飽まで堅忍不拔の論爭を爲し遂に一方には完全なる委員會の必要を以て獄吏の反對を攻擊し他方には拘禁すべき監房の檢查を敏速に施行すべき統一的にして一般的なる規則を一定するを最も有益なりと認むるに至れり余輩が自から貴く買ひたる自負心より言ふにあらずと雖も猶ほ特に將來に於て我監獄の統一的なる設備を爲し以て永々全身の精力と忠誠を貢獻せんと決心したる所の人類的責務上より其設備に因り獲得したる好果を荷ふの榮譽を與にすることを得たるは衍悅の情自から禁する能はざる所なり斯く反省熟慮し來れば更に左の如く論決せざるを得ず卽ち紀律の適用上直接に禁錮の各程度より生する區別を要するものにして所謂刑事被告人取扱法、懲罰法、監獄則等の如き換言すれば公判前後の監禁に對する方法を區別せざるべからず上來論したる所により余輩の論旨たる其那邊に在るやを知るに足らんか

一　刑事被告人の拘禁

並には重要なる共通の規則を論じ監督に關する規則は之を省くべし凡そ科罰の性質を有する規則は專斷に陷り公平を失すること尠からず故に告訴告發の如き刑事事件に關する特別法は只獄舍の區別に止まらず其權限の區別に對しても亦之を明劃ならしめざるべからず此區別たる名義の標示に伴ひ實際の取扱を異にすべきものとす數年以來刑事被告人が共同生活を爲したる監獄に於て自から抑遜したる交際を以て敗德漢たるの蹈を晦ましたる囚人の獨占せし權利あることを認めたり此權利たる獄中自辨室と稱する所謂地獄の中も金次第てう獨占室の起りたる本原なり今日に在ては此獨占室は既に其跡を絕ち囚人毎に一箇の室を有し僅に異なる所は寢臺の上等なると臥具の完全なると食物を撰擇し得るに過きずして此等の器具物品は囚人の望みに因り自辨にて給付せらるゝものとす元來告訴告發に係る刑事被告人なるものは何れも無罪純白のものと認められ其行狀を檢束せざるに隨ひて一層其身分を確保すべき權利を行はんとするがゆへに渠等をして其敎行を豫防すべき責務に服從せしむべき紀律の適否を研究するを至要とす凡て監獄の善良なる秩序と安寧を害せざる通信若くは他の利便は規則によりて刑事被告人に許さゝるが故に適當なる位置を有する階上室を特撰し其室內に於て之を認めしめ其戒護に充つべき監視者は職務の本分と囚人の身分とを了得したる優等の看守生より撰任し又各分房には其遵守すべき以下の如き事項を揭示するを要す

獄中自辨室に在る囚人は自費を以て食物を購求し又は喫煙を許し書籍は監督の文庫より請求し些少の入費に對する所持金を遣拂ひし敎授を受け役業に服する場合に於ても自服又に外套頭巾の携帶を許し若し作業を願出之を許されたるときは管理の費用として二十サンチームを納入せしむるの外工錢は總て之を本人に交付す通信を禁止せざる刑事被告人は第一回訊問の後（知何なる境合に於ても三日以上を延期することを得ざる定めなり）別に許可の必要なきものに限り管轄裁判所より下付したる簡單なる同一の證明書を呈出し父母、夫妻、兄弟、姉妹、祖父母及後見人の面會を求むることを得又官吏の訪問は行政官廳より發したる許可書を要し總て訪問の時間は每日午後二時より三時までとし其場所は談話室とし場合により分房に就き訪問することを得るものとし其談話を聽取するの習慣は今日に於ては全く之を廢止し被告人は第一訊問の後通信を禁止せざるときに限り辯護人を招致し若くは既に依賴したる辯護人と自由に面談し若くは其辯護を依賴することを得べし局の代書人及辨護士の氏名は告訴告發に係る囚人の各房に揭示し監獄官吏は被告人が辯護士を撰擇する上に於て直接又は間接に干涉することを禁し通信を許したる被告人は獄外の人へ往復すべき書面は豫め典獄の檢閱を經て發信し其受信も亦同一の手續に徒ふべきものとす何れの監獄に於ても通信の爲めに種々の弊害を傳播したるがゆへに之を防遏するの必要に迫り告訴告發に係る被告人の書信は總て豫審裁判官に通報することゝなり爾後此手續を實施し千八百七十三年に至り上等裁判所に於て一の區勾置監を指定し豫審の終決せざる間は外間の人と一切の通信を爲すことを禁し豫め通信上より生する弊害を防遏せん爲め其通信を檢閱するの一法を設け若し典獄が責任を以檢閱したる書信にして法律の旨義に違はず毫も異むべき文意を含まざるか若くは被告人と辯護士及親族との往復にして何等の障碍となならざる場合に限り相當の事由を以て通信を許されんことを願出ることを得るものとせり千八百四十一年の佛國刑事被告人通信規則を見るに行政官廳警察官署及辯護を依賴したる辯護士及代書人宛の書信は豫審中と雖も例外として之を發信することを許し通信の禁止換言すれば秘密の通信を禁止するか爲め一の訓令を發し囚人と獄吏との關係受信者の適否を撰擇し通信の執行方を一定し一切の嫌疑を避けしめたるは頗る有益の訓示なりし典獄は其責任を重んじ書信中秘密の有無を嚴密に查閱し又は第一部間の後三日以上を越て其通信を滯留せしむるが如きことなきを期するものとす千八百六十九年に於て被告人の一人は七ケ年の久しきに及び擅に秘密通信を繼續し又囚人名簿中に七十年の老齡に達し

たる一人の囚人は體力に不相應の服役に從ひ居たることを發見したるが如き甚しき不注意なりと謂ふべし重罪裁判法第六百十一條につき一言せんに豫審裁判官は區の勾置監に拘禁したる被告人に對し少くも一箇月に一度必ず其行狀を視察すべしとあり此視察は多年廢絕に歸し被告人の苦情を聽くこと既に三十年以降のことなりしが今日に至りて大に裁判官の注意を喚起したるも其實或る裁判官の如きは區の勾置監の外曾て他監の被告人を視察したることなし是れ豫審裁判官の視察は區の勾置監の外他監を視察するときは行政官廳の權限を犯すものとせるに因るならん然れとも他方に於て之を見れば區の勾置監に屬する被告人のみならず猶ほ進んで留置場若くは拘留刑の囚人即ち區の首府たる三監獄（勾置監、留置場兼拘留場）に集めたる囚人を視察せり是れ行政的巡視法の由て起りたる所以なり而して此巡視法たる豫審及公判の取調上及囚人の身分に關したる必要に因て定められたるものにて豫審裁判官及重罪裁判長の巡視は裁判所の勾置監にして即ち監獄の勾置監にあらずして裁判所の勾置監に於ける囚人の身分に限られ換言すれば告訴告發に係る被告人の身分を視察するに止まりたるとは重罪裁判法第六百十一條及六百十三條の規定に依りて明かなり玆には用語の些細なる異同を辨するにあらざるも世人動もすれば監獄てう名稱の下に總ての監禁所を併稱するものあり然れども重罪裁判法に於ては監獄を別て二種となし一は未決監とし一は既決監とす如何區別を立てしより「プリゾン」なる語は既決囚の刑の懲戒の場所を斥したるものにして近代の稱呼によれば「ラ、メーゾン、ペニタンシェール」の語は既決囚の刑の懲戒又は改過遷善に充てらるゝ場所を意味するものとす只場所たる職業教育、宗教的の養成に由て感化する所にして往々滯獄の短期なるがゆへに概ね十分の効驗を呈する能はざるものとす豫審裁判官が鑛錮中の被告人を巡視し被告事件に對する注意を喚起せしめたるは立法院の主張せし所ならん此巡視たる豫算及被告人の事務の利益に於て排らざるべからざるの一法

なることは固より論を俟たざる所なり今ま此節を終るに臨み吾輩は被告人の訊問に付き少しく陳る所あるべし豫審裁判官が監獄に臨みて訊問の手續を爲すは稀有のことにして通常其手續は豫審裁判官の事務室に於て取扱ひ訊問を受くべき囚人は押送馬車に乘せ憲兵の護送によりて豫審室に押送せらるゝものとす然れども裁判官自から監獄に臨むときは押送の費用を減し逃走の憂を避け又時としては被告人が押送馬車より下りて出廷し又は歸監すると同時に免訴の言渡を受くるが如きことあるを以て利益とし又移送の際種々の關係を生するより豫審事務室に一の控室を設くる必要を認めたればなり重罪裁判法に依れば訊問の場所に付ては何等の規定なしと雖も其形式手續は監獄參事會議に於て議定したる千六百七十年の命令に遡らざるを得ず該命令によれば豫審裁判官は其事務室に於て訊問を爲すことを禁すとあり政府は此手續に付き明に其希望を示さゝるも千八百二十一年十一月四日の裁判所構成法第十四條に從へは裁判所の勾置監には證人の訊問所として別に一室を備ゆべしとあり爾來新設の各監獄に於ては豫審裁判官の爲めに一の訊問所を設くるに至れり然れども此訊問所は常に其使用の必要あるものにあらず訊問の手續に付ては猶ほ他の規定あるものにして憲法第七條に依れは令狀によりて逮捕したる被告人は其逮捕の時若くは逮捕の後二十四時以内に訊問すべし又令狀は常に時宜に因り之を發することを得とあり勾引狀又は勾留狀に依て訊問すべき被告人は其期間を過きたるときは直ちに放免し決して其期間外に被告人を勾置監又は其他の監獄に留置することを得ず此手續に背くときは不法監禁又は職權濫用に陷るべし千八百五十一年四月十八日の法律第四百六十七條に依り勾置監に於て破產事件の財務に對する被告人を勾留したる重大なる不法監禁を廢止せしむるの場合となれり該條によれば或る區に於て破產者は管財人の公訴によりて雜居監獄に留置せられ破產者は被告人の中に記名せられ被告人と共に同一の取扱を以て給養

又は勾禁せられたりしが千八百五十九年三月二十一日の法律第二十九條の規定により身體に相應せざる囚人の爲めに數箇所の監獄に於て特別監を設立したるより他の刑事被告人と其取扱を異にするに至れり

○西南見聞錄

香川生

琉球と云へば直ぐに熱いのと昆蟲の多いのを想ひ出すヤモリ、蜈蚣、蚰蜒、蟻蝶の類ヤモリは實に夥い夜分になると戸障子、雨戸に這出る、鼠の如くチエッ〳〵と鳴く、其心地の惡いこと、一夜蜈蚣が天井から落ちた其翌晩も其通りであつた、それからハブが多くて噛まれて死ぬこともあるマムシの毒と同樣危險のものである、彼地では東京の鼠を買上けるように懸賞的にハブ一疋を五錢とかに買上げて居ると云ふことである、蟻は床の間でも座敷でも這ふて居るそして何處にでも巢を作る、宿屋の主婦の話では道具の置場所は數々轉じねばならぬ一ケ所に一年餘も動かさず置けば蟻が這入つて巢を作り何も彼も用立たぬことにする或時客人から書籍を二十冊許り預つて書籍箱に納めて置いた一年餘經過つて開けて見ると書籍の中へ巢を作つて全部役立たぬことにしたと、事實であらう掃除の行屆いた座敷で蟻一疋も居らぬでも甘い物を置いて一時間乃至二時間も經てば何處からか蟻は集まる、一疋二疋の間は逐ひ出しもするが所謂蟻集するに至つては到底煩に堪へぬのである、夜分になると何蟲となく夥しく屋家へ這入り込むので早く雨戸障子を閉める、夏の眞盛り燈火の點く頃から戸障子を蹈切つて堪られるものでない、止むなく夜分などは强て散歩でもせねばならぬ、恰も着した晩十二時頃に臥床に就いたがなか〳〵熱くて眠られぬ、當初聞いたのに琉球では熱いからとて夜具蒲團を脫いではいかぬ夜更けて急遽に寒くなるから冷却して病氣を釀すと云ふことであつたから忍耐して蒲團をかけたけれども蒸し熱くて汗が出る、蒲團を脫ぐ心地快く眠りかける、と此儘眠ては感冒を引くと思つて又蒲團をかける、又蒸す熱い又蒲團を脫ぐと同じ事を繰返して居つた到頭二時までは眠ることを得なかつた、其翌晩も其通りであつたが私は無謀とは思つたが遂に堪へ切れぬので翌晩からは蒲團をかけなかつた夜更けて心付いた時かけることにした、が幸に感冒にも罹らず過すことを得た、三井典獄曰く典獄會議に上京した時北海道の黑木典獄と會した時黑木君は雪を掻き分けて來たと言ひ自分は雜子を着て汗を拭つて來たと言つて話し合つた、寒い極端と熱い極端であると、面白い話で一方は寒帶一方は熱帶に跨るのであるから左もあるべし序に双方風俗習慣の對照をして欲しかつた

琉球の人種は內地の人種と異つて居ると思ふ熱い地であるから概して顏色は黑い藝妓とか俳優とかは色が白くて內地と異らぬ勿論風采や動作は異つて居る、彼地の人は豆腐を好んで食する、薄暮街外れの邊を步るくと彼處此處に燈火も點せず路傍で七輪に豆腐を横平に又は四ツ切れにして燒いて居る一片八厘、一饅五厘とである、それから琉球泡盛を好むので家族を擧けて、短舟に揖して遊ふにも必ず泡盛を携へるとのこと又男子でジヤミ線を彈く者が頗る多いので海邊に短舟を漂はせつゝ月の光や露の玉に口吟むのである、琉球の土人は悠長である怠惰である粗暴であると思ふ尤も女子は隨分能く働く寧ろ男子を養ふ位で兎角生存競爭の烈くない島國は人間が悠長で懶惰である、それと前述べた通り生活の低度が低い甘藷を三錢も買へば一日の生命を維ぐことの出來るので三錢儲けれは其餘は遊んでも宜いと云ふ感念であるから懶惰に流れる、又粗暴で一二言爭ふ中に拳骨を揮ひ舞はす頗る蠻的です、車夫抔が二三人集つて一人の客を爭ふにも二言目には鐵拳で毆付ける險呑千万である、口頭の爭は理非を決せぬ幾ら理を說いて諭しても口頭では駄目です、典獄の話に依つても囚人は剛情で犯則を調へるにも容易に自白せぬ現に目擊した事でも「知らぬ々々」で張り通ふす愈々證據物を目前に突き付けて威嚇けると始めて服從するとの事です、土人一般剛情な事は警務長も話された、警務長曰く先頃も夫妻で寢て居る所へ私に一人の男が忍ひ込んて妻を强姦した妻は夫と信して居つた所が夫が目を覺ましして聲をかけた

それで始めてそれと知つて夫妻力を協はせて其男を捕へて訴へた、現に被害者に捕へられたに拘らす警察署の糺問に對しては其男は「知らぬ々々」で言ひ張ると云ふ剛情な奴で口頭では百萬遍論しても駄目である琉球の警察には特別法の必要がある云々と、私共は一日暮方に那覇市中を散歩すると土人が片肌を脱いで馬を牽いて早足にやつて來て巡査派出所の前を通る、スルと其前に警戒して居る巡査は何とも言はす後から平掌で肌を打つ、打たれると後方を振向きもせず脱いた肌を入れつゝ歩みを續けて居る、成程と私共は頷いたのであります、併し祖先を崇敬する氣風の盛なるは驚くばかりで其證據は山の麓又は中腹に在る墓塔である其大さは近づいて見ないから確たる事はいへぬが形狀は正圓形でもなく稍楕圓形で約八間位の周圍を深二間位堀りずて周圍上下總て切石で積み築き外部に面した所に潜入ることの出來る位の石の扉を付し開閉し得る裝置になつて居る、内部は見ないが聞く處に據れば石で棚を架してあり其内部中央の下部には切石が二個對立して其上に長き棺を載せる樣に出來て居るそふである、即ち蓋もあり底もあるのである、先づ死人があれば死骸を長い箱即ち棺に納めて其墓石たる廓内に運んで二個對立せる切石に棺を載せて置くのです、そして扉を閉ちて歸るのである、幾年月間其死骸を其儘でも置くかと云へば何時までても次に死亡する人のあるまで置く、次に死人があると復た前通りにする其際に前の棺にある遺骨は取出して水で洗い、一纏めとして甕に納め蓋をして其甕を棚に載せて置くので石廓中石の棚が架してあるのは其爲めである、先祖代々の遺骨が甕に納めて順序よく竝べてあるのであるから隨分澤山あるのもある趣である斯樣に洗骨して甕に納めると前者の棺や衣類等の不潔物は其近傍で燒棄てる、其跡へ後者の棺を載せて置くのでありますが又鄭重にする家では洗骨は必ずしも次の死者あるまでは待たず死後三年振りには洗骨して甕に納めて棚に上げるのであるとのこと、干闌盆會等には家族相揃ふて墓前に奠醼位ひ敷き酒肴を食ふので之れは暴家の臨しきを祖先に喜ばせる意である、それから其墓塔の價は大小に關はらず千圓、千五百圓要するのもあるそうである、貧乏人の望んで及ぶことでない、なるほど貧乏人のだと云ふのを見れば山麓に小さく穴を穿ち石灰か何かで其上を塗り付けたように塞いたのがある、實に墓塔は彼等の財産である或場合には富の程度を表彰するものである、同時に家屋は現在の人間の棲む所であるが墓は先祖の住家であるから立派にすると云ふ思想を表して居るのである、それで或一人が負債をして算段のつかぬとなると債權者は債務者の有する墓石を差押へると聲言する、すると債務者は周章狼狽血眼になつて東奔西走南船北馬で夜の目も眠らす苦辛して必ず金員を調達して返濟するそふである、若しも差押へられたなら祖先の靈を辱めるのである、祖先から傳はつた墓碑である自分の代に他人に差押へられては祖先を侮蔑せらるゝのみならす子々孫々の面目を傷けるのである、其罪恕すへからすである、一たび差押へられたなら再ひ取戻すことは出來ぬ仮令墓碑を取戻しても祖先の名譽回復はならぬ後悔先きに立たす祖先に對して濟まぬ事であるとの觀念があるからなか〳〵他人の手に渡すことはせぬのである、これ即ち祖先を崇拜する念慮が強いと云ふ所以である、或人に此事を話すと臺灣も其風習か存して居ると云ふ琉球の人文は半は支那化し半は日本化したものと思はれる源爲朝の渡島以來に日本化したのであろう、それで敎育の程度はと云へは内地と異つたことはないと思ふ勿論四十歳以上の人には比較的敎育を受けぬ人が多い從て琉球人で名の知れた人は少い多少ありとするも生來土着の人でなく幼少から東京にでも來て養成せられた人である、今日では敎育は普及して中々盛なるもの内地人の子供も土人の子供も一緒に敎へて居る、首里には師範學校中學校高等小學校手工學校がある那覇に商業學校がある糸滿には水産學校があるそふであるがそれは見なかつた生徒は概して外國語が下手だとのこと之は内地人はイザ知らず土人は琉球の土語で育つたのであるから學校で日本の内地語を敎へる其外に外國語まで習ふとなつては下手なのも當然であらうと思ふ　生徒の數は師範學校の本科一學年より四學年まで百四十人簡

易科、女子講習科、甲乙丙の講習科で二百三十四人、父兄の職業別は官吏十九名吏六敎員二十九農業十五工業十一商業九其他百五十五である、縣立師範學校は明治十三年六月那覇西村に設立されたのが始めで二十六年六月には北白川の宮樣が御臨幸になつたと云ふことである、それから崇元寺と云ふ源爲朝を祭つた廟がある、琉球藩王の祖先並に源爲朝以來嫡子孫の位牌がある、中央に藩王の祖天孫氏二十五紀神位としてあり次に先王舜天神位、之は爲朝の嫡子である、其左右十八づゝの位牌が駢列してある、春秋二季に祭典を執行するそうである、その一廓には支那冊封使の書いた金文字の額が澤山にある、これは藩王を定めるには支那皇帝の裁許を得るので其任命の式を行ふ時冊封使が琉球へ來たものであるそうだ、明治十八年まで尙泰候が治められたことは人の知る所であろう其崇元寺には爲朝の携へたのであると云ふ矢の根が一つある格別目立つものではない、門前には石標がある其表面に「あんしもけすもくまにてむまからおれるべし」とある其裏面には「但官員人等至此下馬」と書いてある、「あんし」は「按士」で華族の意味、「けす」は下司の意か「くま」は彼地の語であつて此處と云ふことだと云ふ要するに何人を問はず馬から下りるべしと云ふのである、即ち爲朝を崇拜して居ると云ふことを知ることができる、爲朝の初めて漂着した所を運天と云ひ、運を天に任かすの意其後歸るに船待ちした港を牧港と變つたのであるそうである、此處は劍の如き崎岩が垂云ふ、當初は待港と稱したのがいつか牧港と云ふ矢の根下して河口である、それから水の惡いことで鹽分を澤山含んで居る鹹水である、旅籠屋で浴湯に入ると身體が粘着するように感じる、勿論飲料には他から清水を買入れるので旅籠屋には限らぬ相當の家では清水一荷幾錢かで買入れる、それも數里の地から船で取寄せる位であるから自由に澤山費す譯にはゆかぬ、そこで天水を貯水桶に取つて飲料にするのが多い、或夜旅籠屋で飲湯を持つて來いと下女に命したところが湯沸器に入れて持つて來た、併し其夜は飲ます翌朝呑む積りで茶碗に注ぎ（ヤイ）と驚くべし子蟲（ボウフラ）が游いて居る、下女を詰つた所が昨夜湯がなかつたので生水を持つて來たと白狀した土地の人は天水に子蟲が發生する位でなくて清水でない、子蟲が浮いて居るのを甕の端を叩いて沈ませて其上層の水を酌んで飲む、これ位清潔の水はないと云ふ人があるが吾々はなか〳〵忍ひ難いことである、前述へた通り鹹水では衣服の洗濯も出來ぬので天水を取つて置いて洗濯する、それも立派の洋服類などまで洗ふことは出來ぬから、それは神戸まで洗濯に送るのであるとは、不便な所ではありませんか、不便で思ひ出したが彼地の區とか間切とか即ち繁華な那覇、首里へ村落から通ずる道路は不便で迂回する所が多い、曾て監獄への往復頻繁の村落との便利の爲めに開拓して交通を便利にしようと間切の長に協議した所が間切長は士民と相談した所が圖らざりき士民の峻拒する所となつたそれは若しも其道路が出來上ると奥から出て來る商人が自分の村へ足を駐めず直に街衢へ出る、商人が足を駐めぬから其村落への收入が減るから御免を蒙ると云ふのであつたとは其智識の程度も知られるではありませんか

家屋は山林の樹木を伐つて土民の建てるのもあり て中には五圓位で建つ家があるそうである、夫は壁などの代用に細き木を駢べ立て或は屋根は甘蔗殻で葺くのである、然らば家賃何如と云へば非常に高い六疊一間を、一圓位で貸すのだと、之は漸次內地の人が移住するので家屋の數が缺乏したのであろう、夫から彼地では摸合（モヤイ）と云ふ內地の賴母子講、無盡講と云ふ樣なものが盛に行はれるそふで其方法は一口十圓又は二十圓として十人とか十五人とか集つて毎月一二圓づゝ出すのである而して之を籤取りするのである故に一口十圓で籤取つても實際八圓位の手取りである殘二圓は即落札者が毎月會合の人員丈けに酒肴料として出し又は世話人の手數料を出さねはならぬ詰り十圓掛けて十圓以上取ることは出來ぬから常に損失をする、毎月會員丈けの宴會を開くのであると異る所はない看守でも之に加入する者があるので典獄は屢其得失を說いて戒飭するけれともなか〳〵其効がない

次に監獄は看守長は各縣の寄合で一人は沖繩の人

看守は二三人を除く外は總て土着の琉球人である之に土地の風俗が分つて居るから宜しかろう、監獄は地方男監五棟で卅四房、拘置監が二棟で七房、工場が八棟で二百四十五坪であります囚人の數が二百四十七人であつたかと思ふ、其内一人が内地人で其餘は全部土人で作業は木綿織、呉服織、木挽工、印刷工、漆器工、林製帽、木工藁工貝細工と云ふ樣なもの練化も少々製造して居る漆器は琉球塗で貝細工はシャツの釦を拵へて居つた、洋服の釦カフスの釦も製するのであるが其時はシャツの釦ばかりであつた、罪質の過半は竊盜で占めて居る、それから昨年は徵兵令違反、毆打創傷が多くありました、毆打の多數なことは前に述へた如く僅かの金錢上の爭ひとか力較べとか又は　時の興に乘して鐵腕を揮ふのが其原因である徵兵令違反は徵兵忌避で兵隊に入れば殺さるゝように思つて居る、殺さるゝよりは忌避する方が勝つて居ると云ふ淺薄な考へ、詰り未た徵兵令の精神を了解せぬ者か澤山あるのである試に其犯罪手段を調へて見ると、拘置を除獄節の周邊に刺し開節の自由を失はしめた者が一人、甘蔗搾り機械の車に指を挾込んで傷けたる者一人、指を切斷又は毀傷し屈伸の自由を失はしめたる者十五人、毒草の乳汁を眼に點したる者二人、令狀受領後逃亡したのが三人、教唆又は幇助したのが五人であつた聞く處では三十八年中の徵兵令違反が七十二人あつたそうである、之れが琉球を通しての特種犯罪であろう竊盜は非常に多い、土人で盜心の無い者は殆んと絶無である、又一般に竊盜は犯罪であると云ふ觀念が乏しくて圖太い物であると云ふと曾て與獄の家へ鼠盜が白晝厨房の邊でコソ〳〵者をさせるので奥から走り出て見ると一人の狗盜が後を振返り〳〵嘲笑を含んで緩々と逃げて去つたと云ふことである、和田警務長を訪ふたが同氏は頗る坐談に長して居られる其談話は自分が自由民權の爲めに奔走したことから漸々今日の境遇に及ぼし非常に面白く感じたが其一二を紹介すれば曰く、沖繩縣の中の與那國島では其島だけに共通の文字がある、日々の處用を辨ずる例へば酒一升とか米一石とか金一圓とか五十錢とか取引に必要なだけの文字がある、又繩を捻つて十本十五六本も持つて其數を數へて算盤をやる即繩算をする、文字も繩算の仕方も内地人には解らぬけれども彼地人同士は解る、内地人が與那國島へ行きて商賣をするには土人の妾を置く、妾を置くのは敢へて道樂の爲めにするのではない、妾は其文字が解るので取引をするしとが出來る、其島の文字で帳簿へ記入することが出來るので置く必要がある、買手も帳簿へ記し置き現金拂をせぬ場合に買手と賣手とが文字が異つて居つては承知せぬ、若し米一斗一圓八十錢と彼島の文字で買手の方で記して居つても賣手の方で二圓でこちらの字で書いてあつては一方は拂はぬ、爭ひの起つた場合に是非彼島の文字と文字の痕跡を對照せねばならぬ、これが土人を妾に置く所以である、今一つの談は監獄の方等は一たび當地の貧民窟を見て貰いたい下情が分つて宜し、グランド將軍が日本に來遊せられた當時日本では接待員は手段方法を盡して歡迎せんとに奔走したのであつたが同氏は來遊の先づ第一着に貧民窟を觀んことを申出てたと云ふことであると又曰く琉球の地は那覇は稍生活の程度が高きも其他の地方は生活の程度低し、この邊の事情も監獄當局者の注意を請ひたいのであると慥かに司獄官吏の頂門の一針である吾々は大に考慮を要する、最終の一言は即ち其地方の程度に比し監獄生活の程度が高くては却つて弊害がある、健康を害することはゆかぬ病弱者を治することは勿論であるが其入監時の健康狀態を保持することを條件として省慮一番すべしとの意味を寓せられたことを思ふ、

沖繩縣には刑法徵兵令の如きは行はれて居るが各間切各村には自治的に作つた内法と稱するものがあるこれは强制力ある公法ではない、一の申合である其申合に違つた者は間切全體に一箇月幾錢の科料を拂はざるべからずとか或は甘蔗を盜んだ者は次に盜者ありたる時は探査すべし探査したるときは自分の責を解除せられる、捕縛まで一箇月五錢づゝ納付して居つたのを拂はぬことゝなると云ふような方法もあるのである又違反者は村の交際を絶つと云ふ内規を設けた所もあるといふ、今昨夏中村博士の調査せられたと云ふ郡覇内法の二三

を聞き得たれば左に掲けて御參考に供します

那覇内法ノ内

村中面々萬事正道相嗜一統習俗善美成立候樣ニトノ心掛專要ニ候仍テ綿向左之通リ

一盜人幷ニ節義不正者ヘ借宅又名子取(ママ)致間數事（名子取トハ家屋一部分ノ貸與ヲ云フ）

一博奕(バクチ)「トウヲン」其外始末惡キ者ヘ右同斷（「トウヲント」ハ貨幣ノ表裏ヲ言ヒアツル賭博ナリ）

一他村ヨリ所拂ノ者ヘ右同斷

一無理非道ニ喧嘩口論鬪爭有之間數事

一他人ノ物方入組(ブツガタ)幷雜談事ノ節被召屋加勢致間數事（物方トハ經濟上ノ組合ナリ）

一疑數者ヨリ諸物買入又ハ預ケ置間數事

右條條所偏ノ妨相成候ニ付所中吟味ノ上取締仕置候間堅固ニ可相守候若違背之者於有之ハ家取崩所拂又ハ事ニ依リ家主屋數主ニハ科錢ニテモ吟味次第可申付候間右體ノ者則々近所ヨリ可申出候自然隱置脇ヨリ露顯イタシ候ハヽ近所ニモ可爲越度之條聊緩疎有間數者也

附借屋之儀多々不屆之者出來候ハヽ取扇候

一村内出火有之時ハ士ハ四十五歳ヨリ十五歳迄百姓ハ六十歳ヨリ十五歳迄湯釣幷後其外火消道具持火消方可相働事（湯釣トハ釣瓶及舟ノ水ヲ取リ去ル道具ナリ幷後トハ桶ナリ）

一同時百姓ハ六十歳以上ニテモ達者ノ方ハ右同斷可相働事

相續取締可致事（頭取方トハ鄕事ノ吏員ナリ）

一童子共道中ニテ往通ノ人ニ不差障樣親兄拘主ニテ可致下知事

一人ヘ毒氣相移候病氣相煩候方ハ大便小便所差別其外始末方克々入念畜類ニモ不差障樣始末可入念事

一對御國許之衆應答律儀ニシテ總令大和人衆無禮ノ稜有之候共隨分令堪忍堅我ノ不起樣可相嗜事

附相背者ハ違犯之品ニ應シ其科可申付事

一士百姓共平日村中ノ交ハ勿論他所人取合向禮正シク小シク喧嘩口論出來不申樣如何ニモ律義可相嗜事

附相背者ハ吟味之上其科可申事

一士百姓男女共大人申途差揚候ハヽ其愼テ以テ罷通ㇾ候ハヽ尋問ノ上留置火事相治ヌル候上主ヘ可相渡事

右通堅固ニ可相守者也

泊村藩中内法調

一士方ハ平日言語容貌正ノ末々ヘモ令感化候樣可相嗜候自然不佞法ノ義モ有之候テハ末々ヘ治方モ不行屆候間爲反相儀猶又童蒙ノ者共ヘハ取分加敎訓幼儀正シク相見ヘ候樣可相嗜事

一百姓共士方ニ對シ禮法結構ニシテ風儀宜シク相成候樣可相嗜候自然不守ノ者ハ所犯ノ品ニ應シ其科可申付事

一士百姓共平日行跡不正又ハ何無隱所差障候方ハ吟味之上其沙汰可申付事

一士百姓共衣類過美ノ向ニテハ家中雜儀ノ基別シテ如何ノ事候間各身分ニ應シ隨分質素ノ體相見候樣可相嗜事

一茶吠(ママ)ノ時見舞人無人數ニテハ憚意薄方ニ相見ヘ候間可成程ハ村中男女共罷出可致茶吠事

一鹽ノ義不依貴賤平日相用ヒ候物ニテ潟原(カヽハラ)小堀ニ於テ穩物洗候テハ甚不宜候間一切可差留候若シ相背者ハ科金四十錢可申付事（「ガタバル」トハ買賣地ノ名稱ナリ）

一田舍ヨリ商賣ニ持出候品物於中途押買且諸物締買仕候義一切可召留事

一年々二八月頭取方ヨリ隅次第學校所ヘ申老中並(ナラビ)ニ所與(トモ)ニ候間一切可差留事

附相背者ハ科金一圍可申付候

一三月三日女童共跋打躍候儀一切可召留事

附相背者ハ親兄拘主ノ間ヘ科金二十錢可申付候

一同日女人共出錢ヲ以テ一所ニ集リ相愍候義風俗ノ妨不可然候間一向可差留事

附相背者ハ科金一圍可申付候

一旅行人ヘ餞別並餞船申用音信贈答抔ハ間柄幷誠ニ無據方迄ナ輕取成報行致且土產モ同斷ノ事

但二行相背者ハ科金四十錢可申付候

一祭禮ノ時燒香人馳走向奠子迄ニテ料理差出候義一切禁止ノ事

一家井墓請ノ時硯水又ハ諸品肴等致贈答候義同柄外ハ可差留事

一洗骨幷骨移七日毎正月十六日ノ時同柄外奠子抔遣候義同柄外ハ可差留事

附服無之候共永宗外疊同柄相續キ候マデハ不苦候尤同柄本相續候トモ無據方ハ申出ノ許ノ上可差遣候

但三行相背者ハ科金四十錢可申付候

一童子共ホク二投合致候義可召留事（「ホク」トハ土或ハ小石ヲ云フ）

附相背者ハ親兄拘主ヘ科金十錢可申付候

一諸所ヘ諸物買人共道筋ヘ差隨間數事

一村中道筋ヘ惡水流シ通ニ牛肉羊腸又ハ見苦敷モノヽ類「ニーシ」屆義一切可差留事
一屋數々々諸上木成物ノ類致栽置數事
　但三行相背者ハ科金十錢可申付候
一地所入中宿致サセ候義一切取持間敷事
　附相背者ハ拘主ハ金一圓與中井同屋數罷居候者迄モ十錢宛
　申付當人ハ本所ヘ差歸候事
一高杠（タカセンジョウ）安里杠（アンリセンジョウ）崇元寺邊又村近邊ニテ二才達（ニサイダチ）并下々ノ者共相集候義往還人ノ障相成候間一切可差留事（杠ハ石橋ナリ）
　附相背者士ハ科金十錢百姓ハ科錢五ツヘ（筆ハ筈ナリ）
一二才達并末々ノ者共諸所ニ於テ每遊ノ棚見物ニ差越先方ノ業
　ヲ傷ヒ或ハ爲シ不申樣律義可致事
　附相背者ハ科金六十錢可申付候
一時（ヨタ）相用候義堅ク禁止ノ事　時（ヨタ）トハ巫女ヲ云フ）
　附相背者ハ科金一圓可申付候
一薪取草切ノ者共崇元寺山并村抱護九箇所高マサリ金山白森ヨリ樹木枝葉伐取又ハ皮剝取且草苅取間敷事
　附相背者ハ輕重ニ依リ二閇以下十錢以上ノ科金可申付事
一天久宮拜殿又ハ家内々々圍并屋垣墓抔ヘ樂書致間敷事
　附相背者ハ科金十錢可申付候
一港川筋並溝々ヘ石瓦捨除（カラ）板捨間敷事（カラ板トハ鋸屑ナリ）
　附相背者ハ科金十錢可申付候
一道路ヨリ妄ニ乘馬走通シ又ハ道ニ馬ヲ繫キ通行人ノ故障相來者ノ事
一村中ノ申付違スルモノヽ事
一墓上ヨリ通行且ツ抱護損害致ス者ノ事（抱護トハ圍ヒヲ云フ）
一他村ヨリ所拂ノ者ヘ借宅爲致候者ノ事
一自分所持ノ屋數ヨリ外ニ突出シ家作等改候者ノ事
一村内出火ノ時別紙約定書ニ背ク者ノ事
一何歟村中寄合ノ時下使又ハ村役等申付不汲受者ノ事
一尾類（グリ）ノ者銀ノ簪シサン候者ノ事（尾類ハ獸類ノ轉訛ナリ娼妓ヲ云フ）
一右者共挑灯相用　尾類ハ弓張リヲ用候ナリ）候者ノ事
右箇條犯ス者ハ村中協義ノ上事情ノ輕重ニ依リ叱付或ハ科金十錢以上二圓下申付（是ハ村中費用ニ入ル）或ハ村交際斷絕或ハ村掃所拂樣所（那覇四町ヨリ除遂候者ナリ）或ハ直ニ其筋ヘ屆出シ爲申事御座候乙第七十七號御達ニ依リ此段御屆仕候也
　明治十八年十二月廿一日

○出獄人の共同作業

岡山縣の吹野村に三十八年一二月の交より出獄者數名は共同して勞働組合を設け正實に勤勉しつゝある由にて目下其人員八人あり職業は一定せざるも專ら土方、掃除、脚夫、米搗等に從事し雨天等にて傭先なきときは一屋舍に在て藁細工を爲し一日三十五錢乃至四十五錢の收得ありて能く生計を營み村内の信用を得るに至れりと、之れ一は彼等の堅忍自重なると一は吹野警察署の熱心なる同情ありて或は村民に對し傭入を勸め或は賃錢を貸らしめざるを保證し傍出獄者を監督するの注意周到なるに由れり、其就業方法は每朝自宅より日用屋舍に到り順次各部署を定め甲は飛脚乙は土方丙丁は溝渠浚渫或は用使ひと協議し日々の需要により就業し其所得金は合算し平等に分配す尤も夏季は自然疲勞を覺ゆるより過激の勞働を避くるを以て各自注意の所得とせり彼等は自己の信用を失墜せざらんが爲め夜中と雖も需用あれば厭ふことなく應せりと云ふ而して所得金高は普通一人八圓乃至十圓夏季任意の所得に於ても九圓四五十錢ありと云ふ

○長崎分監の農業實習

同監に收容せる未丁年囚人に對し農業教育を施さんとし本年度より蔬菜約一町五反歩稻四反歩蔴草二反歩を栽培し採收したる蔴草にて花莚を製作し

輸出向とする意向なりと

○囚人の結婚

（但し佛國での事實）

竊盜犯にて處刑せられたる巴里フレーヌ監獄の男囚セバスチヤン、グレゴワールといふは同サンラザール監獄のアリス、クラーといふ女囚と第十區の區役所に於て結婚の式を擧げたり、グレゴワールは二十二歲の壯年にてクラーは二十九歲、兼て警察の注意人物簿にも記入せられ居る肩書付の女囚なるが當日豫定の時刻にグレゴワールは馬車にて右區役所に連れ行かれたるにクラーも既にサンラザールより同所に來り新郎を待ち受け居り玆に其看守者たる四名の監獄吏を立會證人として首尾克く式を濟ませ式後暫時新夫婦の對話を爲さしめ且祝杯を傾くることを許し終りて雙方復各自の監獄に連れ歸られたりと我當局者は如何に感ずるや事實問題として研究しては如何（巴里ノヒガロー新聞）

○典獄會議に就て

本月十六日より司法省に於て全國監獄典獄を召集し會議中なるが十六日には司法大臣の訓示監獄局長の演說あり後各典獄協議事項に移り各自意見を述べ十七日より引續き會議中なり今回指示注意及諮問せられる事項にして主要なるもの左の如し

指示事項

一　典獄ノ分監ヲ巡視シタルトキハ其訓達指示シタル事項ヲ調書ニ作製シ之ヲ分監長ニ交付シ倚テ以テ監督整理ノ實ヲ擧ケシムルコトヲ努ムヘシ

二　在監人出入監小票ハ專ラ統計製表ノ根據トナルモノニシテ調査事項正確ヲ得ルニアラサレハ從テ統計表モ確實ナル能ハス殊ニ入監小票ノ如キハ他ノ身分帳等ニ訂正スヘキ事實ノ生シタル場合ハ共ニ遺漏ナク訂正ヲ加フルニアラサレハ遂ニ正確ヲ得ル能ハス此點ニ就テハ曾テ指示（三十八年典獄會議指示第十四項）セル所アリタルモ倘一層深ク注意スル所アルヲ要ス

三　作業工錢額ハ昨三十八年ハ一昨三十七年ニ比シ概シテ其增加ヲ見ルニ至リタルハ當局者ノ盡力ニ職由スル所ナルヘシト雖モ未タ是ヲ以テ滿足スヘキ域ニ至ラス監獄改良ノ前途勞ヒ經費ノ增加ヲ俟フニ至ルヲ免レサルヘキカ故ニ一面ニ於テ倘ホ益々監獄作業ノ刷新ヲ計リ工錢收入ノ增加ヲ努ムルコトノ必要ナル理由ハ從來屢々訓示シタル所ニ由テ明カナルヘキモ各位ハ宜ク戰後一般商工業發展ノ機會ヲ察シ一層愼密ナル注意ヲ監獄作業ノ施設利用ノ上ニ加フル所アルヲ要ス（別表經理六參照）

四　食糧用米麥購入方ニ就テハ主務局ヲシテ屢々注意ヲ加ヘシメタルコトアリ近來其實況ヲ調査スルニ各監獄間其購入價格、品位ニ大差ナキヲ見ルニ至リタルハ經濟上ハ勿論在監人所遇統一上頗ル喜フヘキノ現象ナリト雖モ倘一部ノ監獄ニ在テハ購入方法　品位ノ撰擇、搗減ノ程度等ニ付注意周到ヲ缺クノ嫌アルモノアリ努メテ各隣接監獄ト交涉比較シテ互ニ其均衡ヲ期スル等一層深ク此ニ注意ヲ加フル所アルヲ要ス（別表經理一、二、參照）

五　蔬菜類（漬物用ヲ含ム）ハ勿論味噌、醬油釀造用ノ雜穀類ハ成ルヘク監獄自營ノ耕作ニ依テ生產供給スルノ方針ヲ採ルヲ要ス其附屬耕作地ナキ監獄ニ於テハ漸次附近便宜ノ地域ヲ借入使用スル等ノ方法ヲ講スヘシ

六　監獄ノ需用品ハ可成囚人ヲシテ製作セシムルノ方針ヲ採ルヘキコトハ曾テ屢々指示シ又ハ當該課長ヲシテ通牒セシメタルヲ以テ各監獄ニ在テモ其意ヲ諒シ銳意書策實行シツヽアル所ナルヘシト雖モ尙進ンテ自己監獄ニテ製作シ得サル物品ヲ他ノ製作監獄ヨリ購入シ又ハ製作ノ依托ヲナスノ點ニ至テハ未タ遺憾トスル所ノモノ多シ自今經濟上ノ得失運輸ノ便否等ヲ考察シ用紙被服用木綿其他自己監獄ニ於テ製作セサル物品ニ在テハ可成他ノ製作監獄ヨリ購入シ又ハ豫算換ノ方法ヲ以テ製作方ヲ委托シ双互ノ利便ヲ圖ルノ注意アルヲ要ス

七　監獄建造物ノ保存修理ニ就テハ最モ愼重ナル注意ヲ用ヒ監獄管理上ノ大體ヨリ其利害ヲ通觀シ其不用ニ屬スルモノハ他ニ利用ノ道ヲ講スヘシ徒ラニ姑息ノ修繕ヲナシ若シクハ頽

々模樣替ヲナスカ如キハ大ニ之ヲ戒メサルヘカラス且建造物ノ整理ニ就テハ豫メ全般ニ對シ計畫ヲ立テ事ノ緩急ヲ圖リ漸次之ヲ遂行施設スル手段ヲ講シ新營修理ノ道ヲ誤ラサル樣注意スヘシ

八　授業手ノ適否ハ作業上ニ直接ノ影響ヲ及ホスモノナルヲ以テ其採用ニ就テハ專ラ其擔任スヘキ業務ニ堪能ナルモノヲ精撰スヘキハ勿論ニシテ這般授業手給ノ配當額ヲ高メタルモ專ラ此ノ趣旨ニ外ナラス各位ハ宜シク此旨趣ヲ體シ努メテ作業施設ノ目的ヲ全フスル機關トシテ授業手ヲ利用スルノ注意アルヲ要ス然ルニ實際ニ於テハ今日尙ホ往々ニシテ一人ノ授業手ヲシテ各種ノ作業ヲ兼擔セシムルカ爲メニ殆ント唯々授業ノ名義ノミニ止ツテ其實職務ノ實ヲ空クスルカ如キ向ナキニ非ス如此ハ授業手設置及ヒ其定員所定ノ趣旨ニモ反スルモノナリト謂フヘシ若シ新ニ作業ヲ興設スル爲メ增員ヲ要スル場合ハ其事狀ヲ具シテ增員ヲ申請シ作業廢止ノ場合ハ當該授業手ハ之ヲ減員シ其旨報告シ以テ授業手設置ノ目的ヲ全フスルコトニ注意スルヲ要ス但其受負業ニ屬スル授業手ハ之ヲ官設スル爲メ工錢ヲ高メ相當補償ノ途ヲ得ル場合ハ敢テ妨ケナシト雖モ其他ノ場合ハ受負人ヨリ出サシムルノ方針ヲ採ルヘシ

九　左ニ揭ケル事項ハ監獄會計處務規程第十五條第二項ノ手續ヲ爲サス直ニ施行シ竣工ノ上其變更ノ理由竝ニ施行ノ要旨ヲ報告スヘシ

一　木造ノ工場並ニ物置ニ出入口ヲ設ケ及窓ノ付替又ハ取設ケ取塞キ其仕切庇シ等ヲ取設ケ取除ケコト

二　工場物置ノ床板張ノ幾分增減又ハ土間ニ變更スルコト

三　下水ノ位置ヲ變更スルコト但原形ノ通リ

四　衣服乾燥用ノ杭木ヲ設置シ及位置ヲ變更スルコト

注意事項

一　病因ヲ他監ニ押送スル場合ハ極メテ周到ナル注意ヲ加フヘキ旨曩ニ指示スル所アルモ尙ホ卽述上ノ注意ヲ缺ク向ナシトセス苟シキニ至リテハ移監後未タ幾許ナラズシテ病沒セシ實例少シトセズ宜シク一層警戒ヲ加ヘ當局者ニ注意スルヲ要ス（三十八年典獄會議指示第二十八項參照）

二　精神病者又ハ憂鬱ノ狀況ニ陷リシ在監者ヲ獨房ニ拘禁シ不慮ノ災害ヲ來シタルコト少シトセズ宜シク此種ノ者ニ對シテハ拘禁處遇ノ上ニ特別ノ注意ヲ加フルヲ要ス

三　現任看守ニシテ教習課程ヲ了ヘサルモノニ對シ之レカ監獄ニ就キ曩ニ指示スル所アリシカ其卒業ノ後ニ於テモ可成職務ヲ操合ハセ一般看守並女監取締ニ對シ相當ノ方法ヲ以テ獄務上ノ教習ヲ加フルノ注意アルヲ要ス（二十九年典獄會議指示第二項、三十二年同上參照）

四　囚人身分帳記入事項ノ調查方ニ就テハ屢々指示スル所アルモ身上表中生育、健康、前科親族、放免後居住地等ノ調查記入未タ精確詳密ナラザルモノ往々之レアルヲ見ル殊ニ親族ノ關係、放免後居住地或ハ保護者有無等ハ出獄善後ノ方法ヲ講ズル上ニ最モ必要ナル事項ナルヲ以テ一層精密ニ調查ヲ遂ケ適實ニ之ヲ活用スルノ注意アルヲ要ス

五　特典出獄者ノ成蹟報告ハ各事項ニ對スル記入往々粗漫ノモノアリ可成詳密ニ記入スルヲ要ス

六　特典出獄者成蹟報告書ニ依レバ行狀善良ニシテ職業ニ勉勵スルモノ尠シトセズ斯ノ如キモノニ對シテハ宜シク附加監視假免方ノ交涉ヲ試ミル等機宜ノ方法ヲ講セザルベカラズ爾今一層適切ノ措置ヲ施スノ注意アルヲ要ス

七　典獄ハ一般監獄事務ノ整理ヲ期スル爲メ檢閱ヲ行フタルトキハ必ズ檢閱簿ヲ設ケ自ラ檢閱ノ日時及要領ヲ記載スヘキ旨（三十六年典獄會議指示第二項、三十八年同上第一項參照）ハ指示ノ次第アルニモ拘ハラズ未タ該檢閱簿ノ設ナキ向アリ自今一層其勵行ニ努ムヘシ

八　死亡者ノ遺留金品ヲ親族ニ交付スルニ當リ受取人監獄ニ出頭シタル場合ハ別ニ領收證ヲ徵セズ遺留金品書留簿備考欄內ニ住所、氏名、

續摘ヲ記入セシメ領收印ヲ徵スルヲ以テ足レリトス重複ニ渉ラザル樣注意ヲ要ス

九　警察留置場巡視報告事項ハ警察本分署別ニ調査シタル事項ヲ詳細ニ報告スルヲ要スルニ拘ラズ往々一事項ノ下ニ巡視シタル全警察留置場ヲ概括シ若クハ計表的ニ其要領ヲ擒括スルニ止マルモノアリテ其眞相ヲ知悉シ得ザルモノアリ爾今必ズ各警察署分署別ニ事項ヲ擧示シ報告スルヲ要ス且ツ報告書ニハ典獄ニ於テ警察當局者ニ注意シタルモノハ警察署長若クハ警務長ニ爲シタルカヲ明カニ附記スベシ

十　物品ノ製作命令ニハ往々成工期日ノ記入ヲ省略シ成工報告書ニ基キ事後ニ記入スル向アルカ如シ右ハ監督上ノ一要件ナルヲ以テ必ズ製作着手前成工期日、素品數量、人口等ヲ豫定シ命令スルニ非レバ作業監督ノ實ヲ擧グル能ハズ宜シク注意スル所アルヲ要ス

十一　作業細目中往々雜役ノ名稱アリ然ルニ其内容ヲ精査セバ關業トシテ之ヲ課シ特ニ雜役ナルモノヲ獨立セシムルノ要ナキモノアリ且其工錢ハ他ノ細目工錢ヨリ高キモノアリ事實上誘工者タルガ如キ姿ヲ形成スル虞アリ故ニ雜役ノ目ハ可成之ヲ避ケ疇昔誘工者ニ於ケルガ如キ弊害ヲ再出セシメザルノ注意アルヲ要ス

十二　囚人ニ科スル各種ノ作業科程又ハ料定工錢ハ其地方普通一般人民ノ製作高及ビ工賃ニ準據シ料定スベキハ當然ノ處理ナリト雖モ相當ノ理由ナクシテ一般人民ノ製作高及ビ工賃ニ比シ著シク卑低ニ失シ又近接甲乙監獄間甚ダシキ懸隔ヲ生ゼルガ如キハ大ニ考慮ヲ要スベキ事柄ナルニ依リ將來作業ノ新設又ハ科程及料定工錢ヲ變更スル場合ハ同業種目ニ就キ一般人民ノ製作高及工賃ノ調査ヲ遂ゲ且他監獄ニ於ケル同業種目ノ科程及料定工錢トヲ調査較照シ權衡ヲ得セシムルコトニ一層ノ注意アルヲ要ス

諸問事項

一　事務ノ簡捷ヲ計ルノ方法ニ就テハ既ニ屢々各位ノ意見ヲ徵シタル所ナルカ尙ホ現行ノ法規及ビ手續ニ關シ改正又ハ省略ノ必要ヲ認メラルヽノ點少カラザルベシ重テ其意見ノ提出ヲ望ム

二　看守ノ敎習ハ各監獄ニ於テ個々ニ之ヲ施行スルノ規制ヲ改メ便宜附近ノ數監獄ヲ聯合シテ一定ノ監獄内ニ敎習生ヲ合併訓練セシムルノ方法ニ依ルヲ得策トスルモノヽ如シ之ニ對スル各位ノ意見如何

三　監獄作業ノ爲メニ就役ノ囚人ヲシテ往々不慮ノ災害ヲ蒙ムルニ至ラシムルノ事例ニ乏シカラズト認ム之レニ對シ救濟ノ必要アリト認ムルヤ否ヤ若シ救濟ノ必要アリトナラバ其方法如何

尙ホ各位歸任ノ上最近五年間ニ於ケル死亡癈疾勞働不能又ハ制限及ビ未治出獄ノ災害事件ヲ調査シ其狀況ヲ具シテ報告セラレンコトヲ望ム

四　在監人ヘ給與ノ副食物ハ各監獄間其給與分量ヲ異ニスヽ之ヲ統一スル必要アリト認ム其分量ニ對スル意見如何

五　在監人發信用紙（封筒トモ）ヲ自辨セシムル可否如何若シ自辨セシムルヲ可トセバ其取扱上手數ヲ省略スル方法如何

六　各監獄所在地方ニ於ケル免囚保護事業ノ現況並ニ之レカ設備ノ充實ニ關スル意見如何

地方通信

○田舍たより

隱　崖　生

拜啓監獄事業と申候へば昔者牢屋番の仕事として一般に排斥せられ獄制と申候ても各藩の自由に定めたるものにして刑罰の寬嚴同しからす執行の方法亦一ならす候處開ける御代の有難さ、監獄官吏の待遇も昔日と趣を異にし獄制も統一せられて何不足も無之又其事業の發達を資けん爲めには雜誌の刊行もありて吾々末班の者まで自由に意見を發表するを得申候段幸至極に存候毎月の雜誌面白く

拜見致候尙御顧申度は高尙のものゝみならす可成多數の意見を蒐集せられ候方事業の研究を資くる上に於て効果あるべしと存候（同感々々）就ては監獄に關する意見なる以上は多數看守の意見をも揭載せられ度仮令其意見にして記者足下に容れられざるも短文にても卑近なる實務上の扱振に就ても御揭載の榮を得度所謂俱樂部的に投書籠的の欄を設けられ候樣切望致候（大賛成々々ドシ〳〵話君の投書を請ふ　監獄事業は近來朝野とも注意するに至りたるは喜ばしき限りに候從て監獄事業の新聞紙上に發表せらるゝと少からず候殊に其所載せらるゝ部分は出獄人保護事業に關するもの最も多きやに感せられ候而して其內容は監獄當局者の談話に係るもの又は出獄人保護事業に從事せらるゝ人士の談話を其儘に報道するものに候、これも畢竟事業の一進歩したる證明かと存候と同時に胸を衝て出づる疑問は何故に其他の事業に就ては揭載せられざるや之れ其一、何故に當事者の談話のみを揭げて記者の意見を披　せざるや之れ其二、次に起る疑問は單に其結果のみを示して社會の同情薄きを咄つに過ぎずして監獄事業に對して社會の感ずる所何如、監獄事業の目的を達するには如何なる方法に出づべきかを記者に推問せられざるは何故なりや之れ其三に御座候、出獄人保護の事は社會の同情に待つと多きに由り自然其事業を語ること多く其紙上に揭載せらるゝこと多きは當然に御座候へ共其以外の事たりとて强ち發表を拒むの理由をも發見不致候監獄は社會の安寧を治的に維持するが爲め犯罪人を離隔し改良するを趣旨とするものなれば一般社會の風潮を逆ふるの要あるべきに唯出獄人に關する而かも哀願的に吹聽せらるゝは却て同情に遠かることもがなと懸念致候監獄當局者又は保護事業に從事せらるゝ人士の所說のみを揭ぐるに止まるは社會の木鐸を以て任する新聞記者にも不似合に候はずや監獄と云へば昨今設立せられたるものにもこれなきに其事業を觀察するの明なきにや監獄の狀況を實見せずとも既に其何物たるを知了せられあるべく疾くに其處措方法に就ての抱負もあるべきに之を發表するに吝なるは其業に忠實なるものとは認め難く候、又犯罪なる結果のみを示して其結果を來せる原因、處遇の方法を示さず偶々原因、處遇の何如を示すも杜撰に失するものあり杜撰にあらずとも唯結果の不良なるを示して社會の冷酷を責むるは筋違ひの嫌あり社會の冷酷なるは萬口一齊に唱道する所に候へども監獄處遇の當否何如を社會に問はざるは自慚れ過ぎたる見解にはこれなくや而して出獄人の保護のみを唱へて一般犯罪の原因を驅除する點を擧けて社會に問ふの擧措に出でざるや、之を爲せりと云はゝ何故に新聞記者に反問せざりしや新聞記者の筆を藉りて事業を告白するは社會に紹介するの捷經たるを信せずや、唯恐るべきは皮想の見を以て誤謬を報せらるゝことに候、新聞記者に限らず其他の門外漢の所說にても等閑に聞流すことは大の禁物に候到底容るべきにあらずと思考せられ候ても多數同人の討究に付するの勝れるものこれあり候間其意見の大要を本誌に投稿せられ候はゞ一層の裨益たるべく其採るとに拘はらず社會人士の意見を知るの便宜あるべしと存候事業の進歩は意見の交換に有之候自己の意見のみを發表して賛辭を博し候とも何の効果をも奏せず候監獄事業の社會に吹聽せらるゝは監獄思想を注入するものにて監獄事業の進歩を促す所以に御座候社會環視の間に立ちて改良進歩を謀ること愈快至極に候困難も此間にあるへく奏効も此間にあるへく今日は最も好機なりと信ずるものに候、擱文要領を得ざること頗る多きも要領を得ざる所即ち田舍者は田舍者だけと御判讀被下度候草々

○東北便

男まさり

斯業に從事する日淺く斯學に要する智識も薄くして何等の貢献する所これなく御はづかしき次第に候へども月刊監獄協會雜誌を拜誦し之に一道の光明を得て辛ふじて其職責を塞ぐまでに候、田舍者の常として外界の刺戟もなく耳目を新にする事業もなく從てまた研究も不致候假令聊かの餘暇ありとも讀書眼を養ふ心掛けある人は少く其心がけあるも家に歸れば子女の世話に忙殺せられ又近隣の交際もありてなか〳〵二手二足にて終へざる丈けの用務有之不忠實とは知りながら餘暇を公務に費

すことは困難に有之候併しながら公務を研究する餘暇とて別にはこれなくゆへ恁麼にもして其餘暇を公務に利用致度との考へより筆染め申候までにて別段深き研究より出でたることには無御座候まゝ其心して御讀み被下度候兩三年來特種の者を拘禁するが爲め特種の監獄を設定せられ候は近來の一進歩に候懲治人の矯正所として川越熊谷を始めとし瘖啞婦女の爲めに橫濱、幼年囚人懲治人の爲めには七尾、唐津、洲本、福島縣の中村近くは小田原に設置せられ其他一縣下のみの特種監獄としては女囚の爲めに八王子、長岡、沼津の末丁年監等ありて着々事業の進歩を見るに至りたるは嬉しき限に候、男囚人の爲めには種種の御計畫もあり御實行にも相成候へとも女囚人の爲めには唯八王子のみ女懲治人の爲めに橫濱のみにて妾等に物足らぬ心地いたし候又監獄協會に表はるゝ論題も男子を標準として論議せらるゝ場合多く幼年者の敎育と云ひ未丁年者の處遇と標榜して論議せらるゝにも常に男子を標準とせられ候境上の辯士にして男子なるが故に男子を標準として女子までも概括的に御觀察被下候ては迷惑千萬に候、女子は感情に動き易く疑念を抱き易き者にて荒らくれ男と同一に論せられ候ては往々當箍まらぬこともありぬべし原嚴昭氏の御說通り女子は極て弱きものに候體力に於て弱きのみならず意思に於ても弱きものに候男一疋、裸一貫抔の言は一般の女子には適用難致候就ては女子を觀察するは女子に若くはなし女子の取扱は女子をして當らしめてこそ効果を得べきなり、八王子女監と申しても男子の主宰の下に地位卑き女子を指揮せらるゝものにて上下總て女子にて取扱ふところはこれなく候斯くては女子の性情に適する扱は望まれ間敷かと存候一歩進んで女子の看守長を置き女囚人の處遇に當らしめ典獄と雖も濫りに容喙せざる樣其地位と權力を與へられ度希望致候女子は智識の程度低し未だ其人に乏しと難辯付くる人も可有之去りながら女子なりとて智識の下卑なる人のみにもあるまじ御再考願度ものに候今日の女子の多くはお轉婆の譏を免れん爲め成るべく內輪に引込主義なるは男子をして女子を侮らしむる一原因　智識低しとの口實も之に胚胎するものかと思はれ候女子の因循なるは八王子女監の指定せられ候以來既に三年に垂んとする歲月を經過致候に女監取締諸友の女子取扱に關する意見も未だ聞かず橫濱に女懲治人を矯正する爲めに女敎師を置かれたりと承れるに爾來一年餘曾て其所見をも承らず、監獄協會に於ける女子の演說ありしことも知らず眞に慚愧の至りに御座候數年前大英國のヒユース嬢は壇上に立ちて男子を煙に捲くの大氣燄を吐かれしを想へは唯々情けなき有樣に候演說どころか每月の協會茶話會にも女子の出席なきは何如のものにや矢張子女の敎育に忘殺せらるゝにや、近頃社會の一大問題は女子問題に候はすや年老ひたりとて一隅に屛居する秋にもあらず淸韓地方より歐大陸まで出掛け心膽を練るの女丈夫すらあるの今日眼の先きに在る監獄協會にも臨まさるの理由ありや女子は家に在れは兎角口小言の絕へぬこと多きに何を苦んで引込主義を學ぶや殊に又女監取締の職を奉する多くの人は三十歲以上なるべく青春女學生の陷り易き非行もあるまじくお轉婆と罵らば罵れと一奮發いたし候ては

いかゝや全國監獄に繫かるゝ女子三千人の處遇は如何に致すべきやこの問題は男子に賴らず御同樣に於て解決致度存候右申上候ことは禮を失すること少からず候へ共失言御容赦の上其主意御くみ取り置かれたく候あら〳〵

叙任辭令

（一月以降）

給八級俸　依願免本官　（岡山）看守長　倉田市松
給二級俸　依願免本官　（小管）看守長　朝野義之助
依願免本官　任看守長給十級俸　（奈良）看守　松濤玄
奈良監獄詰ヲ命ス　給六級俸　（名古屋）看守長　河村又五郎
依願免本官　給七級俸　（三池）看守長　神谷仙松
依願免本官　（甲府）看守長　利根川音吉
依願免本官　（西鄕分）看守長　三宅平市
依願ノ本官　（高知）看守長　藤島紫郎
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ス　（札幌）看守長　原田嘉松

任看守長給十級俸　（松江）看守　瀨田市太郎
松江監獄詰ヲ命ス
任監獄通譯給七級俸　倉岡義三
函館監獄詰ヲ命ス
三池監獄詰ヲ命ス　（福岡）看守長　平井厚次郎
三池監獄詰ヲ命ス　（大分）看守長　三ヶ尻一郎
依願免本官　（長崎）看守長　豊島一二
任監獄技手給十級俸　前川助太郎
神戸監獄詰ヲ命ス
任看守長給十級俸　（三池）看守　都茂隆
三池監獄詰ヲ命ス
任看守長給九級俸　（高知）看守　近澤盛水
高知監獄詰ヲ命ス
任看守長給十級俸　（小菅）看守　澤田利喜三
小菅監獄詰ヲ命ス
任看守長給十級俸　（小菅）看守　獄澤圓次
小菅監獄詰ヲ命ス
給六級俸　（佐賀）看守長　宮原貞雄
依願免本官
鹿兒島監獄詰ヲ命ス　（沖繩）看守長　原四純清
神繩監獄詰ヲ命ス　（鹿兒島）看守長　柳田直熊
任看守長給十級俸　（大分）看守長　三島茂三郎
松江監獄西郷分監長ヲ命ス　（松江）看守長　黒田政太郎
任看守長給十級俸　（札幌）看守　竹内眞道
札幌監獄詰ヲ命ス

監獄協會記事

客月監獄協會例會を開き第一席に西元龍拳君の監獄教誨論兒島三郎君の之に對する教誨意見最後に小河滋次郎君の同論に對する意見の一部及幼年者の取扱に對する沿革談等あり散會したるは午後五時二十分なりき、而して西元君所論の大要は監獄教誨を歷史的に觀察し我國にては明治七年頃より神佛混淆にて東京は僧侶又は神官に於て監獄にて說教せしより起り地方にては各寺院の僧侶の說教より始まりしより明治二十年頃に至り監獄教誨師を養成することゝなりしと語り、續て監獄教誨は道義的教誨とすべきか宗教的教誨とすべきか宗教は道德の範圍を悉く有する、道義は宗教の方面を欠く、故に宗教教誨とすと斷じ而して日本の宗教は神佛耶と認め、其勢力範圍何如を觀るに神道は後の世に宗教と認むるに至りたるも以前は宗教にもあらず國家の古式即禮法なりしなり、佛教は古來より宗教として存在し家の宗旨即ち我の宗旨と云ふが如き狀態にて其道の何如なるものなるやを知らざるものに在りても傳來の宗旨を奉ず現狀既に八九分の勢力を占む、これ斯る系統ある宗教を以て監獄教誨をなすは大勢上自然の理なり耶蘇教は教會も多く信者も多く且つ個人の信仰も強きも佛教亦相當に個人の信仰あれば其點に就ては互角ならん然れども歷史的關係即ち民心換言せば國民の精神上は佛教にあれば佛教教誨とするは可ならん尙宗教を二に觀察し家庭的宗教非家庭的宗教とするを得ば家庭的宗教を以てすること當然なり此點に於て眞宗は家庭的なれば監獄教誨は之に賴るも不可なけん本願寺に於て教誨師の養成及方法を講じ苦心したること尠からず其歷史的經驗、之に對し研究したる者を以て需要を充たすは自然の順序にして今日眞宗の教誨師の多數を占むるは別に非難を容るべきにあらざるべし此上宗旨派別によらず純粹なる監獄教誨師が或一つの完全なる宗教に依り完全なる歷史の關係より出來るに至らば之を用ゆること敢て差支なからんと結論し或囚人に對する實驗談を付言せり。次に兒島君は無神論者の演說を引用して無神論者の說く所は巧みにて駁論質問だもなかりしに一老婆は問を發して、無神論に依て救はれたる者幾人ありやと問ふ、論者答ふる所に窮す、老婆は乃ち自己の來歷を述べ自分は活きた有神論者に救はれた證據であると言つたと之と同じく在監人が彼の教義に感じ救はれたるや否やの問題なり教義美なるも救はれたる人なくんば無神論者の說教と異らずと前提し更に問題を提げて、監獄教誨は教誨師の專有なりや否や、監獄教誨は宗教的なるべきや倫理的なるべきや、監獄教誨は多數の信者に對し勢力を有する宗旨に依るべきか少數の意見を代表する教誨をも必要とせずや否やとて第一問に就ては監獄教誨なる者は單に教誨師にのみ委すべきにさらず監獄吏員の全體の共同責任とせざるべからず今日監獄事業が豫期したる效果なしとせば吏員全體の宗教心の發達せざるにあり宗教感念の乏しきにあり、第二問は無論宗教的ならざるべからず倫理は人を感化する力な

しと答へ第三問は人心的内部に於ける信仰の自由は奪ふべからず徒に一宗教にて束縛し教誨するも其宗旨に反對なる少數の囚徒を感化することは不可能なりとす、典獄の觀察點より千人中九百九十人は佛教、十人は基督教信者とせば十人は棄て九百九十人を救ふべしと云ひ得るや曰く否と結論せり。次に小河君は幼年者取扱に對する萬國監獄會議決議幼年囚處遇に關する沿革を述べ、監獄教誨の効果何如は結局教誨をする人の人格何如にあるものなりと語れり

來會者左の如し

原口淺太郎　川畑宥海　上野眞藏　荒木松之助
宇佐美辰三郎　岡田照智　土屋貞次郎　清水東造
大久保一瀧澤圓次　小林鐘三郎　田中宏
宮原定吉　柴田濱吉　鈴木伊三郎　深尾政藏
坪野松爲三郎　宮澤常彌　兒島三郎　安藤福太郎
境外次郎　柿沼金七　藤井藤吉　中村治郎作
山口要　村山熊三郎　淺野倉吉　米谷留太郎
松本岩次郎　河原友次郎　寄木眞平　古川順一郎
浦之地佐一郎　押田松次郎　笠原久造　高橋角藏
津光正太郎　峰岸東太郎　岩川利成　市成長太郎
篠田三津太郎　岩井末吉　山内新七　横山三郎
杉浦覺龍　原田正熊　近藤又五郎　澤田利喜三
香川又二郎　印南於莵吉　島田榮造　土石直文
大島謙伊藤清作　宵木七太郎　田中昌二
風間國太郎　石井勇三郎　中澤彌五郎　藤谷恒太郎
鬼澤繁藏　長谷川清造　中島錄太郎　東方政雄
野口鐵次郎　廖維勤　西元龍拳　宇野津宗之助
井上弘次郎　鮫江震治郎　金森光雄　寺島佳江
三浦貫　千頭正澄　豐野胤珍　藤澤正磐
小河滋次郎

新刊廣告

更生之友

同人士共著

洋紙菊版美本
製本大和綴
全
實價參拾五錢
郵稅九
錢



目次

內篇……○第一章　信仰の力、一信仰の必要、二道德の實行を勵む、三吾人の精神に慰安を與ふ、四吾人の活動力を增進す○第二章　他力の救濟、一人生の經過、二救濟の道を求むべきこと、三救ひの親、四救主の慈悲、五救濟を仰ぐべき自覺○第三章　眞生活、一夢中夢を知らず二向上的人生、三感謝的生活、四小向上○第四章　處世、一橋の反、二お菓子の力、三我は淺ましの大悲の親、五聖旨を行ふ、六對手は佛陀、其一、其二○第五章　忠君愛國○第六章　孝、其一、其二○第七章　佛、其一、其二○第八章　公德一公德と私德、二公德缺乏の諸現象、三公德の修養○第九章　改過、其一、其二、其三○第十章　克己、其一、其二、其三、其四、其五○第十一章　勤儉、一勤儉の必要、二勤儉は車の兩輪、三勤、四勤は衆善の源、五資本は我身にあり、六宮尊德、七儉、八儉は節にあり、九岡野左內、十勤儉と財、十一勤儉と衣食住、十二勤儉と時間○第十二章　運命

外篇……○第五章　忠君愛國○第六章　孝、其一、其二○第七章　佛、其一、其二○第八章　公德一公德と私德、二公德缺乏の諸現象、三公德の修養○第九章　改過、其一、其二、其三○第十章　克己、其一、其二、其三、其四、其五○第十一章　勤儉、一勤儉の必要、二勤儉は車の兩輪、三勤、四勤は衆善の源、五資本は我身にあり、六宮尊德、七儉、八儉は節にあり、九岡野左內、十勤儉と財、十一勤儉と衣食住、十二勤儉と時間○第十二章　運命

本書が如何に處世の友たるべきか本書が什麼に精神界の良友たるべきか本書が這箇に讀者の歡心を迎ふべきか前記目次に就てその大要を窺知すべく讀で適切快哉の嘆を聞くは鏡に物を見るが如し乞清讀の勢を與へられんことを

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

（新刊廣告）

伊藤重忠著

脩德之友

洋紙菊版美本
製本大和綴百二十餘頁
定價金二十五錢
郵稅金四錢

目次

（一）吾人に益することを貴重するは必要なり、（二）深く善を嗜み篤く德を好めば善德能く修まる二、德域善途の進まざるは退くなり（三）少を誹み微を慎むは德を德を修むる要務なり、（四）事を行ふは初は難くして後は易し（五）善を進まんとする者は其試の時期を善く用ゐて德を修むることを慣はざる可らず（六）和親及友愛も殊勝なり（七）和親友愛は必要なり修めざる可らず（八）同居する人は如何に和親せば可ならむ（九）和親友愛を修めて保つ方法、（一〇）友愛を修むるには必要なること猶二あり、（一一）互に尊敬して善言を以て交るべし、（一二）復讐の念を挟みて他人と接はりて悲哀の情を懐かしむる言語を吐く可らず、（一三）友愛は言語容貌温厚なれば保ち輕薄なれば失ふ、（一四）他人を侮慢して以て悲憂の念を抱かしむること勿れ以て怨恨の情を興さしむること勿れ（一五）軌外に輪馳して闘ぐ勿れ、（一六）友愛を修めむと欲せば言は温和にして行は順良にせざる可らず（一七）若し誤りて朋友を怒らせ或は聽へしむれば如何にして可ならむ、（一八）他人に毆毀せられて耐忍する要法、（一九）妄に人の是非を斷定するは譯甚だ重し、（二〇）妄斷の原因を掲げて其除法を述ぶ

博愛は人世の第一義、豈徒らに吾が世を利し、吾人を益するとのみ云はむや、此德が吾人の生涯を形ることと何ぞ外界の雰圍氣と異ならむ、實に夢寐の間轉息の鐵時と雖も吾人を去らずして、而かも吾人自素常自ら這が靈德に恩浴するを覺らざるなり、本書の基礎は全く此處に確立せられ、以て人世の歸嚮處世の方途を示したるものにて、本書が什麼に修德の友たるべきか、名詮自稱、吾人は此良友を獲て相詞り相提ひ、以て愚安の步脚を定めて悠揚亂れず、而して千嶽聳ち万波吼ゆる社會の難關に處すべきなり

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

四月十日發行
四六版百三十頁餘
實價金二十三錢
郵稅金四錢

完

內務省書記官　井上友一序
沙村伊東思恭著

感化術

著者曩に監獄教誨制度幷に不良少年感化法研究の爲英國に留學し後獨佛等歐大陸諸邦を歷視研究してしが本書は其內容即感化の方術に就て歐洲に於ける斯道諸大家の感化法の意見を始め實務家の感化上の秘訣、經驗談、訓練法等を夥多列擧して著者の意見を公けにしたるなり若し故に一度之を繙かば何人も先進國に於ける感化法の態勢を察知し且感化の方術を知了するを得べし敢て司法官司獄官宗教家學校教職員幷に社界改良に志ある諸彥に一讀を推奬す

發賣所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院
（電話特番町二十一番）

明治三十九年四月二十日
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　發行人兼編輯人　磯村政富
印刷所　東京市京橋區本湊町十三番地　印刷人　磯村兌貞
監獄協會　三原松印刷所

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十九卷第四號）（明治三十九年四月二十日發行每月一回二十日發行）

會費送付方	
肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込局名	神田一ッ橋通郵便局